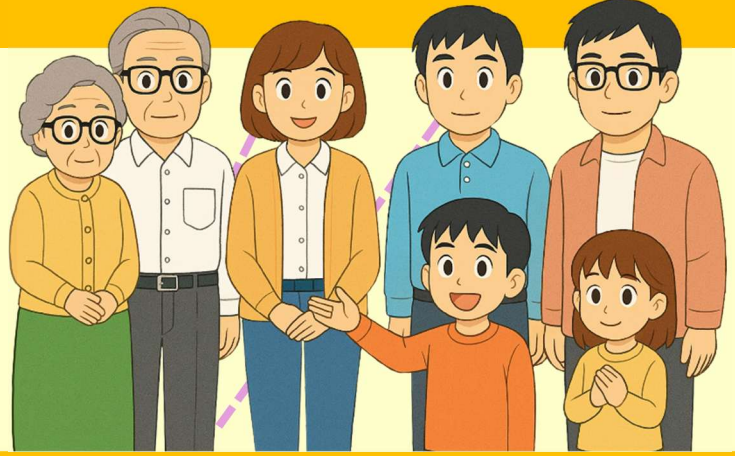




宝塚市パークマネジメント計画(案)に対する意見募集

「みんなで育てる公園」への第一歩

パークマネジメント計画にあなたの声をお寄せください



パークマネジメント計画って？

最近では、「禁止事項が多くて公園が利用しにくい」、「子どもがのびのびとボール遊びできる公園が欲しい」といった声が市に寄せられています。

こうした課題を解決し、地域のニーズを実現するため、市民・団体、民間事業者、行政が協力して、公園の利用方針を考え、より良い公園づくりを行う取り組みが「パークマネジメント」です。

市では、公園づくりの方向性を市民と共有し、協力して取り組みを進めるため、「パークマネジメント計画」を策定します。

この計画により、公園を“もっと身近”に、“もっと自由”に、“もっと安心”して使えるようにし、宝塚のまち全体を暮らしやすい場所にしていくことをめざしています。

※くわしくは、チラシ右欄に記載の市のホームページにてご確認ください。

意見の提出方法

二次元コードもしくは市 HP (ID:1056480) からご提出ください。



宝塚市 パークマネジメント計画

※電子メール、FAX、郵送、持参でもご提出いただけます。

- ・いただいたご意見およびそれに対する市の考え方について、市ホームページにて公表いたします。
- ・公表にあたっては、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

意見の募集期間

令和7年(2025年)12月26日(金)
～令和8年(2026年)1月26日

お問合せ/提出先

宝塚市 都市安全部
公園河川課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 本庁舎3階

電話 0797-77-2021

FAX 0797-77-9119

電子メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市パークマネジメント計画(案)への意見募集について

1 宝塚市パークマネジメント計画とは

最近、「禁止事項が多くて公園が利用しにくい」、「子どもがのびのびとボール遊びできる公園が欲しい」といった声が市に寄せられています。

こうした課題を解決し、地域のニーズを実現するため、市民・団体、民間事業者、行政が協力して、公園の利用方針を考え、より良い公園づくりを行う取り組みが「パークマネジメント」です。

市では、公園づくりの方向性を市民と共有し、協力して取り組みを進めるため、「パークマネジメント計画」を策定します。

この計画により、公園を“もっと身近”に、“もっと自由”に、“もっと安心”して使えるようにし、宝塚のまち全体を暮らしやすい場所にしていくことをめざしています。

2 宝塚市パークマネジメント計画(案)策定の経過

この計画(案)の策定にあたり、令和6年(2024年)2月に宝塚市パークマネジメント計画等審議会に計画策定に関する諮問を行いました。これを受けて、同審議会において令和7年(2025年)10月までに7回の審議を実施しました。

同審議会は学識経験者4名、市民団体代表2名、公募市民1名、関係行政機関の職員1名の計8名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

3 宝塚市パークマネジメント計画(案)のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

本計画は、令和4年(2022年)4月に改定された「宝塚市みどりの基本計画」における重点施策の1つである“市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理”を受け策定するものです。

本計画で取組む公園区計画(地域ごとの公園の計画)の策定・推進を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりをめざしています。

(2) 考え方・論点

本計画は、まちづくりの観点から公園がどうあるべきか、ということを考えることに特徴があります。そのため、概ね小学校区を単位とするまちづくり協議会の範囲を公園区と定義し、地域ごとの公園の計画(公園区計画)を地域と市の協働で策定し、その実現を通じて、地域がめざすまちの姿を達成していくことを目標としています。

4 意見募集の目的

宝塚市パークマネジメント計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画(案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市パークマネジメント計画(案)に対する意見募集
- ② 宝塚市パークマネジメント計画(案)への意見募集について(本紙)

- ③ 別紙「意見提出用紙」
- ④ 宝塚市パークマネジメント計画概要版（案）
- ⑤ 宝塚市パークマネジメント計画（案）

5 宝塚市パークマネジメント計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 都市安全部公園河川課のページ

イ トップページから「宝塚市パークマネジメント計画」で検索するか、または「検索用 ID：1056480」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

市役所公園河川課（3階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各図書館、各公民館（東公民館除く）で公表しています。

6 意見の募集期間

令和7年（2025年）12月26日（金）から

令和8年（2026年）1月26日（月）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市ホームページ（「検索用 ID：1056480」）にある意見提出フォーム（兵庫県電子申請システム）もしくは、市役所公園河川課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和8年（2026年）1月26日必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所 都市安全部公園河川課」

電話番号 0797-77-2021（直通）

ファクシミリ 0797-77-9119

電子メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所都市安全部公園河川課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所公園河川課（3階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各図書館、各公民館（東公民館除く）で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

令和7年度 パークマネジメント計画等審議会委員名簿
(令和7年5月19日～令和8年3月31日)

区分	席順	氏 名		公職名			
		氏 名	ふりがな	所属名	学部・部署等	学科名等	役職
学識経験者	①	赤澤 宏樹	あかざわ ひろき	兵庫県立大学	自然・環境科学研究所	環境計画部門	教授
	②	梶木 典子	かじき のりこ	神戸女子大学	家政学部	家政学科	教授
	③	竹田 和真	たけだ かずま	大阪産業大学	建築・環境デザイン学部	建築・環境デザイン学科	准教授
	④	上町 あずさ	うえまち あずさ	武庫川女子大学	建築学部	景観建築学科	教授
市民団体代表	⑤	阪上 和彦	さかうえ かずひこ	宝塚市花き園芸協会			会長
	⑥	清水 厚真	しみず あつまさ	櫻守の会			代表
公募市民	⑦	松田 洋三郎	まつだ ようざぶろう	公募による市民			
行政	⑧	安東 明美	あんどう あけみ	兵庫県	阪神北県民局	県民躍動室	室長

宝塚市パークマネジメント計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市パークマネジメント計画（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】 令和8年（2026年）1月26日（月）必着

【お問い合わせ・提出先】 宝塚市役所 都市安全部公園河川課 （公園河川課は、市役所3階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-2021 FAX：0797-77-9119

E-mail：m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市 パークマネジメント計画 概要版 (案)



令和7年(2025年)12月

宝塚市



パークマネジメント計画って??



最近では、「禁止事項が多くて公園が利用しにくい」、「子どもがのびのびとボール遊びできる公園が欲しい」といった声が市に寄せられています。

こうした課題を解決し、地域の方のニーズを実現するため、市民・団体（※）、民間事業者、行政がともに、これからの公園の利用方針を決め、協力してより良い公園づくりを行う取り組みが「パークマネジメント」です。

市では、これからの公園づくりの方向性を市民と共有し、協力して取り組みを進めるため、「パークマネジメント計画」を作成しました。

この計画を通じて、公園を“もっと身近”に、“もっと自由”に、“もっと安心”して使えるようにし、宝塚のまち全体を暮らしやすい場所にしていくことをめざしています。

※まちづくり協議会や自治会など



市がめざす公園のすがた



本計画では、公園づくりを通じて、市民が主役となるまちづくりを進めます。そのために、次の3つの視点を重視します。

1. 市民主体の視点：わたしがつくる

市民一人ひとりが、公園の計画や活動に関わり、「自分たちの公園」を育てていく。

2. 協働の視点：地域ととりくむ

地域の状況にあわせて、市民・団体、民間事業者、行政が力をあわせ、計画の実現に取り組む。

3. 未来のまちへの視点：公園からのまちづくり

公園づくりを通じ、「みどりあふれるまち」の実現をめざす。

これらの視点をもとに、公園区計画の作成や様々な取り組みを通じて、「やりたいことができるまち」「誰もが使いやすい公園」を目指します。

本計画のスローガン

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

本市がめざす公園を実現する4つの基本方針

基本方針1 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進

あらゆる世代の市民や団体、民間事業者などと一緒に公園づくりを進めることで、市全体や地域ごとのまちづくりの目標の実現を目指します。



基本方針2 市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編・整備

市民のみなさんのニーズや、地域の特性を踏まえて、身近な公園の配置や役割を見直し、より魅力あるまちと公園をめざします。



基本方針3 だれもが利用できる公園づくり

公園を使いたい目的や楽しみ方は人それぞれです。そうした多様なニーズに応えるために、市民と行政が一緒になって、「やりたいことができる公園」「だれもが安心して使える公園」をめざして取り組みます。



基本方針4 持続可能な公園マネジメントの推進

厳しい財政状況の中、施設の老朽化が進んでいます。限られた予算を工夫して活かしながら、多様なニーズに応え、将来にわたって、安全安心で快適に使い続けることのできる公園づくりをめざします。



パークマネジメント計画の実施策

以下の施策は、それぞれの内容に応じて、市民・団体、民間、行政などが主体となって取り組むことをめざします。

市民・団体 市民や各種団体などの関わりが深い取組

民間 民間事業者の関わりが深い取組

行政 行政の関わりが深い取組

施策1 公園区計画の作成と推進

主に **市民・団体** **民間** **行政**

地域の方と一緒に、地域の声を大切に「公園区計画」をつくります。みんなで力を合わせて進めることで、地域のまちづくりにつながる公園づくりをめざします。



公園区計画の作成

地域の市民や団体、市が協力しながら、まちづくり協議会の活動エリア(公園区)ごとに「公園区計画」をつくります。
この計画では、それぞれの地域にある公園などの役割や使い方について、目指す姿を話し合って決めていきます。

公園区協議会(仮称)の設置推進

公園区計画を実際に進めていくために、「公園区協議会(仮称)」を設けていきます。
この協議会には、市や地域の方など、さまざまな立場の人が参加し、力を合わせて取り組みを進めていきます。

公園区計画の推進

公園区計画にまとめられた地域の声をもとに、みんながもっと楽しく使える公園を目指して、必要な取り組みや事業を検討し、実施していきます。

みんなで考える公園区計画 ～住みよいまちをめざして～

「もっと使いやすい公園にしたい」「地域でイベントがしたい」

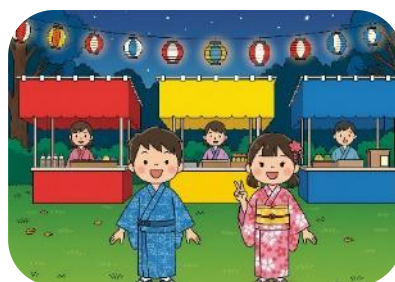
そんな思いを実現するために、まちづくり協議会のエリア(公園区)ごとに、地域の住民や団体、市などが協力し、地域の公園のこれからを話し合います。

その話し合いでまとめた「公園区計画」をもとに公園づくりを進め、住みよいまちにしていくことをめざします。

●公園区計画で話し合うテーマ(イメージ)



地域の公園の利用ルール(ローカルルール)の検討



夏祭りや花見など地域の方が参加するイベントの開催



地域の方が参加する協働による公園管理の実施

地域の声を大切にしたルールづくりや、公園の使い方を広げる仕組みを整えることで、様々な使い方ができ、たくさんの方が気持ちよく利用できる公園をめざします。



地域ニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成

だれでも使いやすく、いろいろな楽しみ方ができるように、子どもをはじめ地域のみなさんの声を大切にしなが、みんなで協力して使い方のルール（ローカルルール）を考え、広げていきます。

円滑な公園利活用の促進に向けた仕組みの検討

市民や地域の団体などが、公園をイベントや活動の場としてスムーズに使えるよう、利用のしくみや手続きを見直すなど、地域による公園の活用を促進していきます。

公園等の利活用や協働の公園づくりへの参画を促す情報共有の充実

公園区計画やローカルルールなどの情報は、公園区協議会を通じて共有し、市や地域の団体がホームページやSNSなどで分かりやすく発信していきます。
市では、ホームページの見直しをはじめ、情報発信の充実にも取り組めます。

**まちを楽しくするまちづくり社会実験
Let's むこキャン～楽しく身につく防災力～**

武庫川の河川敷を活かして、「楽しい！」と思えるまちづくりを進めるため、市民や地域団体、企業、市が協力して、まちを楽しくするワークショップを開催しています。普段は難しいようなアイデアも、みんなで楽しく実現しようと取り組んでいます。

この取り組みの一つとして、水辺や火の危険性について知ってもらいながら、川のせせらぎやたき火のゆらぎによる癒しの場づくりや、身近な場所での非日常体験を提供するため、武庫川河川敷で防災イベントやたき火、テント泊が行われました。

こうした多くの人や団体が協力する取り組みを通じて、市民のまちづくりへの関心や連携が広がり、めざすべきまちづくり、公園づくりにもつながっています。



みんなでアイデアを出し合います（会議の様子）



おうちに眠っている宝物を交換する「かえっこバザール」



武庫川河川敷の緑地をイベント会場にしました

施策3 維持管理における多様な主体との連携の推進 主に 市民・団体 民間 行政

地域の方々と協力して公園の管理を進めることで、地域のつながりを深めます。また、管理の方法も見直しながら、いつもきれいで安心して使える公園をめざします。



維持管理における市民協働の促進や支援の充実

資材の貸し出しや、良好な活動を行っている団体への表彰など、地域の方々の協力を支える取り組みを強化していきます。

また、新しい団体の参加や活動を支える人を増やすために、関連施設（子育て、福祉等）へも働きかけるなど、制度の見直しも進めていきます。

効率的・効果的な維持管理に向けた多様な主体との連携

古くなってきた公園施設を、これからも安心して使い続けるためには、公園の管理をもっと効率よく、効果的に行うことが大切です。

そのため、民間の事業者など、いろいろな人や団体と協力する方法を考えていきます。

栄町3丁目ゆめ公園における取組 ～みんなで育てる芝生の広場～

栄町3丁目ゆめ公園では、地域の方々が中心となって公園の管理をする「公園アドプト制度」に取り組んでいます。

芝生広場では、市が芝生を育てやすい土づくりを行い、地域の方々が県の補助制度を活用し、子ども会と一緒に芝張りをしました。

夏場の水やりは、子どもたちの水遊び（水鉄砲）を活かすなど、楽しみながら芝生の手入れをしています。

このように、地域と市がそれぞれの役割を持ちながら協力し、みんなで芝生のある気持ちのいい空間を大切に育てています。



子ども達が楽しみながら芝生を手入れ（栄町3丁目ゆめ公園）

緑化ボランティア団体（緑化団体）の活動

この公園では、地域のボランティアの方々が花壇づくりに取り組んでいます。

市が提供する花の苗や種を使い、地域の方々が丁寧に植え付けやお手入れを行い、季節ごとに色とりどりの花壇が保たれています。

訪れる人の目を楽しませるだけでなく、まちをみんなできれいにする活動として、地域のつながりづくりにも役立っています。



ボランティアの方々が管理する花壇（安倉南第4公園）

施策4 既存の公園等の機能の見直し・リニューアルの実施 主に市民・団体 行政

地域の声やそれぞれの公園の特徴にあわせて、公園の将来像を見直します。

たとえば、今ある遊具を撤去しボール遊びのできるような広場を整備する、地域の行事やイベントに対応できるスペース、憩いの場の確保することなどが考えられます。

こうした見直しをもとに、公園を誰もが集える場所にしていきます。



地域の拠点となる公園の多機能化・機能の充実

それぞれの公園の特徴や地域の声を考えながら、地域に必要なさまざまな機能を整えていきます。とくに大切な機能については、さらに充実させていきます。

小さな公園の機能分担の推進や役割の見直し

それぞれの公園の特徴や利用方法を考え、必要な機能に絞った「特色ある公園づくり」を進めます。

また、利用が少なく課題のある小さな公園については、広場や緑地として活用するなど、地域に役立つ役割を考えていきます。

だれもが使いやすい施設の整備

「インクルーシブ」の考えのもと、年齢や障碍(がい)の有無にかかわらず、だれもが使いやすい施設や、様々な使い方ができる広場など、自由に使える施設づくりを進めています。

小さな公園の統廃合による機能の拡充

小さくて、あまり使われていない公園が多い地域では、公園をまとめて、もっと便利で使いやすい公園にすることを考えていきます。

持続可能な施設マネジメントの推進

これからも、公園を良い状態で使い続けられるように、今ある公園等の機能の見直しやリニューアルを行い、地域の特性に応じた施設の配置に努めるなど将来にわたり継続できるマネジメントを行います。



光ガ丘コミュニティガーデンにおける取組

光ガ丘では、地域のまちづくりの一つとして、子どもから大人までみんながホッとできる場所をめざし、光ガ丘公園にハーブ園や多年草の花壇を整備しています。

この花壇づくりは「光ガ丘花と緑の会(緑化団体)」を中心に進めています。花の植え付けやお手入れを通じて、地域の交流が広がっていくことをめざしています。



光ガ丘公園の様子
(手前にハーブ園や花壇、奥に広場や遊具)

施策5 地域に必要な公園等の整備・確保の推進

主に 市民・団体 民間 行政

地域の特色に合わせて必要な公園を整備し、場所によっては代わりになる施設を活用しながら、地域ごとの公園の数や広さのバランスを整えていきます。



公的施設や民有緑地の活用による代替機能の活用

新しく公園をつくるのが難しい地域では、広場などの公共の空き地や、民間のみどりある土地を活用・保全する仕組みを活かして、公園のような役割を果たす場所を増やしていきます。

都市計画公園を中心とする計画的な整備の推進

公園を、公共施設の跡地や開発にあわせてつくるなど、いろいろな方法で確保していきます。また、公園をつくるときは、地域の方々と意見を交わしながら、一緒に内容を考えていきます。

周辺の公園等との機能分担など効率的な整備の推進

新しく公園をつくるときは、公園区計画などで示された地域のまちづくりや公園の目標を大切にしながら、地域に必要な機能を取り入れ、効率よく整備を進めます。

公園じゃなくても、みんなの広場 ～身近な空間をもっと活かす～

まちの中には、公園ではないけれど、公共の広場や民間の緑地など、公園に似たオープンスペースがあります。

これらのオープンスペースを「公園のように」みんなが気軽に使える場として活用する取り組みが広がっています。



該当するオープンスペースのイメージ（宝塚ゆめ広場）

施策6 都市計画公園・緑地の見直しと対応

主に 行政

長い間整備されていない「都市計画公園・緑地」（注）について、その必要性などを整理・評価するためのガイドラインをつくり、都市計画の見直しや実現に取り組みます。

注：都市計画公園・緑地は、計画的なまちづくりのために設けられる公園や緑地です。まだ整備されていない場所もあり、計画から時間がたっている場合は、その必要性などを見直すことが大切です。



都市計画公園・緑地見直しガイドラインの策定

都市計画で決められていながら、長い間整備されていない公園や緑地について、その必要性や実現の見込みなどを評価する「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」をつくります。このガイドラインをもとに、計画の内容を見直したり、実際の整備に向けた取り組みを進めていきます。



まちづくりにおける「開発提供公園」(注)が適切に整備されるよう、その位置づけや役割を整理します。また、公園整備の必要性が低い場合、代替りとなる制度も活用して地域の公園をより充実させます。さらに、開発者が自主的に管理する緑地広場などの普及を促し、地域の魅力ある空間づくりを進めます。



注：開発提供公園とは、マンションなどの大きな開発を行うときに、公園や緑を確保するために、開発事業者がつくって市などに引き渡す公園のことです。小さな公園が多く、利用者が少ないなどの課題を抱える公園が少なくありません。

開発提供公園の設置基準・代替措置の検討

開発提供公園を整備すべきかどうかの基準や、公園をつくらない場合に代替りとなる協力金などの対応策について考えていきます。

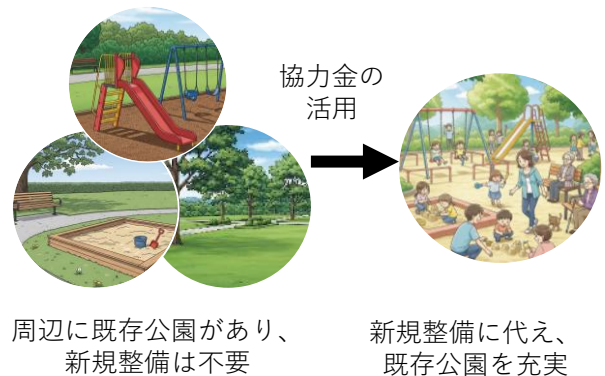
開発提供公園の管理手法の検討

民間の開発事業者や住民が、自分たちで管理する緑地や広場などについて、制度のあり方やその普及について考えていきます。

開発協力金制度の検討

規模の大きなマンションや宅地などの開発時には、開発の規模に応じて、事業者が公園などの整備を行うことが求められます。

ただし、すでに近くに公園があるなど、新たに公園をつくる必要性が低い場合には、代わりに市が「協力金」を受け取り、その資金で地域の公園のより良くしていく仕組みについて検討を行います。



民間・住民による緑地などの自主管理の検討

自主管理緑地等は、民間の開発事業者や住民が自分たちで管理する緑地や広場などです。

市が一律に管理するのではなく、住民の声を反映し使いやすい場所にし、きめ細かな管理で安心・快適な環境を保つことができます。

市では、こうした取組がもっと広がっていくよう、制度の見直しを進めていきます。

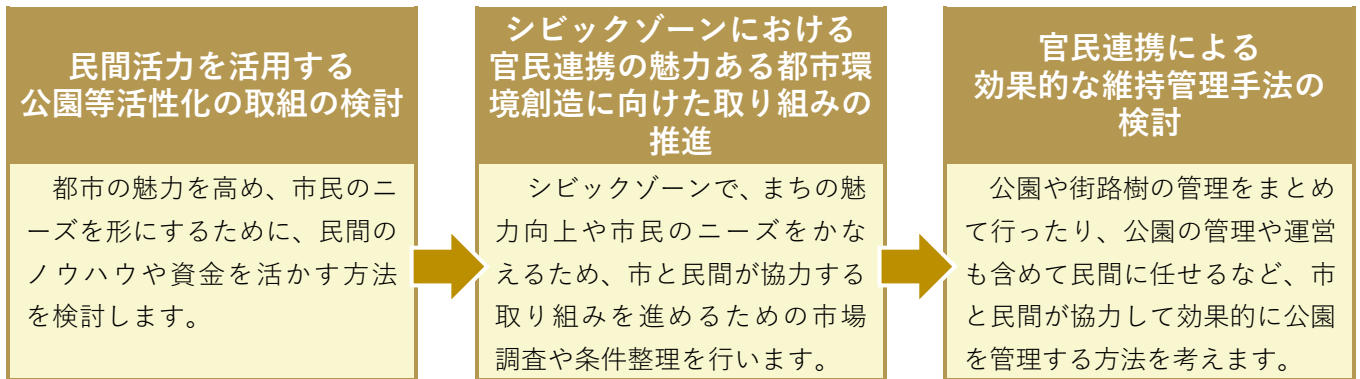


自主管理広場の例
(宝塚南口タワーマンション)

市民のニーズに応えるため、市と民間が協力して進める市役所周辺の「シビックゾーン」
 (注)での取り組みや、公園の効果的な管理を通じて、魅力あふれるまちづくりと、公園のにぎわいの創出をめざします。



注：シビックゾーンとは、宝塚市役所周辺の公共施設や市民活動の拠点が集まるエリアのことです。



民間活力の活用事例

近年、日本の各地で公園の整備や運営に、民間のもつ優れたノウハウや資金（「民間活力」）を活用する取組が進められています。

これにより、

- ・ にぎわいや交流が生まれ、地域が元気になる
- ・ 園内に魅力的な飲食店や遊具などがつくられ、サービス水準が高まる
- ・ 市の費用を抑えながら、より良い公園を作れる

などが期待できます。



公園内に整備されたカフェ
 (吹田市江坂公園)



民間事業者により整備された遊具
 (吹田市江坂公園)

パークマネジメントの進め方

市民や団体、民間事業者、行政がそれぞれの特徴を活かしながら、協力し合い、みんなでより良い公園をつくっていくことをめざします。

そのために、小学校区などの地域ごとに「公園区協議会」をつくるなどして、地域で作った公園の計画を進めたり、必要に応じて見直したりしていきます。



各主体の役割

パークマネジメント計画は、市民・団体、民間事業者、行政の各主体が協力して取り組みます。



民間事業者は、地域の一員として、社会に役立つ活動の大切さを理解し、もっている技術や知識を活かして、公園づくりに参加することが期待されます。

市民は、「地域の公園づくり」の主役として、公園を利活用するとともに、公園区計画の作成に取り組みます。

団体は、市民の活動をサポートし、地域への情報共有に取り組みます。

行政は、市の計画に沿って公園を整備・管理するとともに、市民や団体、民間事業者が協力して公園づくりに参加できるようにサポートします。

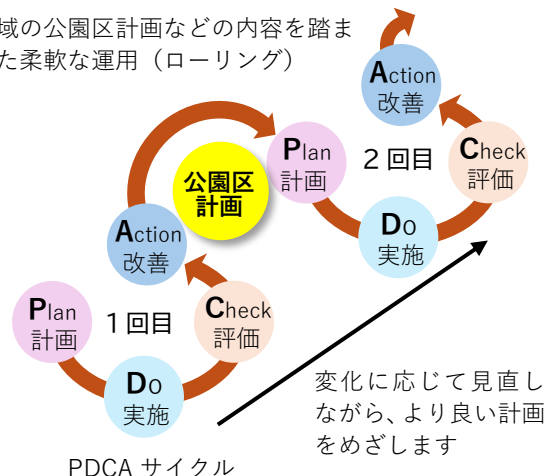
公園の担当部署だけでなく、市のいろいろな部署が連携し、一緒に計画を進めていきます。

変化に応じて見直ししながら進める計画づくり

本計画にもとづく取り組みは、進め方や成果を定期的にふり返りながら評価していきます（PDCA サイクル）。

また、この計画はつくって終わりではなく、地域の公園区計画などの内容をもとに、必要に応じて見直しを行う柔軟な運用（ローリング）をめざします。

地域の公園区計画などの内容を踏まえた柔軟な運用（ローリング）





宝塚市パークマネジメント計画(案) 概要版

発行:宝塚市 都市安全部 公園河川課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
TEL:0797-71-1141

宝塚市 パークマネジメント計画 (案)



令和7年（2025年）12月

宝塚市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1) 策定の趣旨.....	1
2) 計画の位置づけ.....	2
3) 計画の対象とする公園・緑地.....	6
第2章 公園等の整備・管理等における現状と問題	7
1) 公園等の整備・管理等の現状.....	7
2) 公園等の整備・管理等の問題.....	22
第3章 基本目標、基本方針	24
1) 上位計画等における目標や公園等の現状・問題の整理.....	24
2) 基本目標.....	24
3) 基本方針.....	25
第4章 実施施策	27
施策1 公園区計画の作成と推進.....	28
施策2 多様な利活用ニーズを踏まえた柔軟な利活用の推進.....	30
施策3 維持管理における多様な主体との連携の推進.....	31
施策4 既存の公園等の機能の見直し・リニューアルの実施.....	32
施策5 地域に必要な公園等の整備・確保の推進.....	34
施策6 都市計画公園・緑地の見直しと対応.....	35
施策7 開発提供公園のあり方を見直し.....	36
施策8 民間活力を活用した公園等の活性化の推進.....	37
第5章 計画の推進方法	38
1) 協働による公園づくりの体制.....	38
2) ローリングによる計画の推進.....	39
資料編	40
1) 上位関連計画等の整理.....	40
2) 公園等の整備・管理及び利用に係る市民意向.....	48

◎用語の説明

都市公園	都市公園法、宝塚市都市公園条例にもとづき整備された公園や緑地（※）。 ※整備が行われ、市民利用があるものの宝塚市都市公園条例に告示されていない、未告示の公園も含まれます。
子ども遊園	宝塚市子ども遊園に関する規程に基づき、児童の心身が共に健やかに育成されるよう、市長が指定した市所有地以外の広場などで、都市公園と同様の利用がされています。
公園アドプト団体	自治会、老人会、子ども会等の各種地域団体で、市と管理協定を結び、地域の身近な公園の清掃や除草等の維持管理にご協力いただいている団体。
公園区	まちづくり協議会の範囲であり、その多くは小学校区の範囲と対応しています。また、地域ごとのまちづくり計画等を通じ、地域コミュニティと密接な関係がある計画の地理的単位として位置づけられています。

第1章 計画の基本的な考え方

1) 策定の趣旨

宝塚市（以下、「本市」とします。）の都市公園、子ども遊園（以下、「公園等」とします。）は、整備してから長期間経過したものが多く、これまでは地元の公園アドプト団体等との協働などにより、維持管理に努めてきました。しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも多様化してきており、単に維持管理するだけではなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要があります。また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においても子ども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が課題になっています。

本市のまちづくりは、「市民が主体となり、こどもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる」ことをめざす、市民協働のまちづくりを基本姿勢としています。

この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民ニーズ（※）に即した公園等の再整備、多様な民間活力の導入や民間のアイデアによる公園等のにぎわいづくりや運営などに取り組むとともに、市民や団体等との協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて、必要な体制づくりや仕組みについて検討を行う必要があります。

宝塚市パークマネジメント計画（以下、「本計画」とします。）では、今後の本市の公園等の整備・管理・運営のあり方、その実現のため市民と本市がともに取り組む地域主体の公園づくり、多様な主体との連携・協働の進め方などについて定めるものとします。

特に、地域主体の公園づくりでは、長年にわたり本市が取り組んできた市民と行政の協働によるまちづくりの方針に則り、「まちづくり協議会」を軸とする地域と本市によって、公園区単位での地域の公園等の整備・管理・運営の目標像を定める「公園区計画」を作成し、本市では公園区計画を踏まえ地域の公園等の整備・管理・運営等に取り組むものとします。

※ 宝塚市子ども条例を制定し、宝塚市総合計画、宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子『育みプラン』において、社会全体でこどもを育む環境整備を重要な政策の一つに位置づけています。本計画では、これら上位関連計画等の位置づけを踏まえながら、幅広い世代の多様な市民ニーズへの対応に努めます。

2) 計画の位置づけ

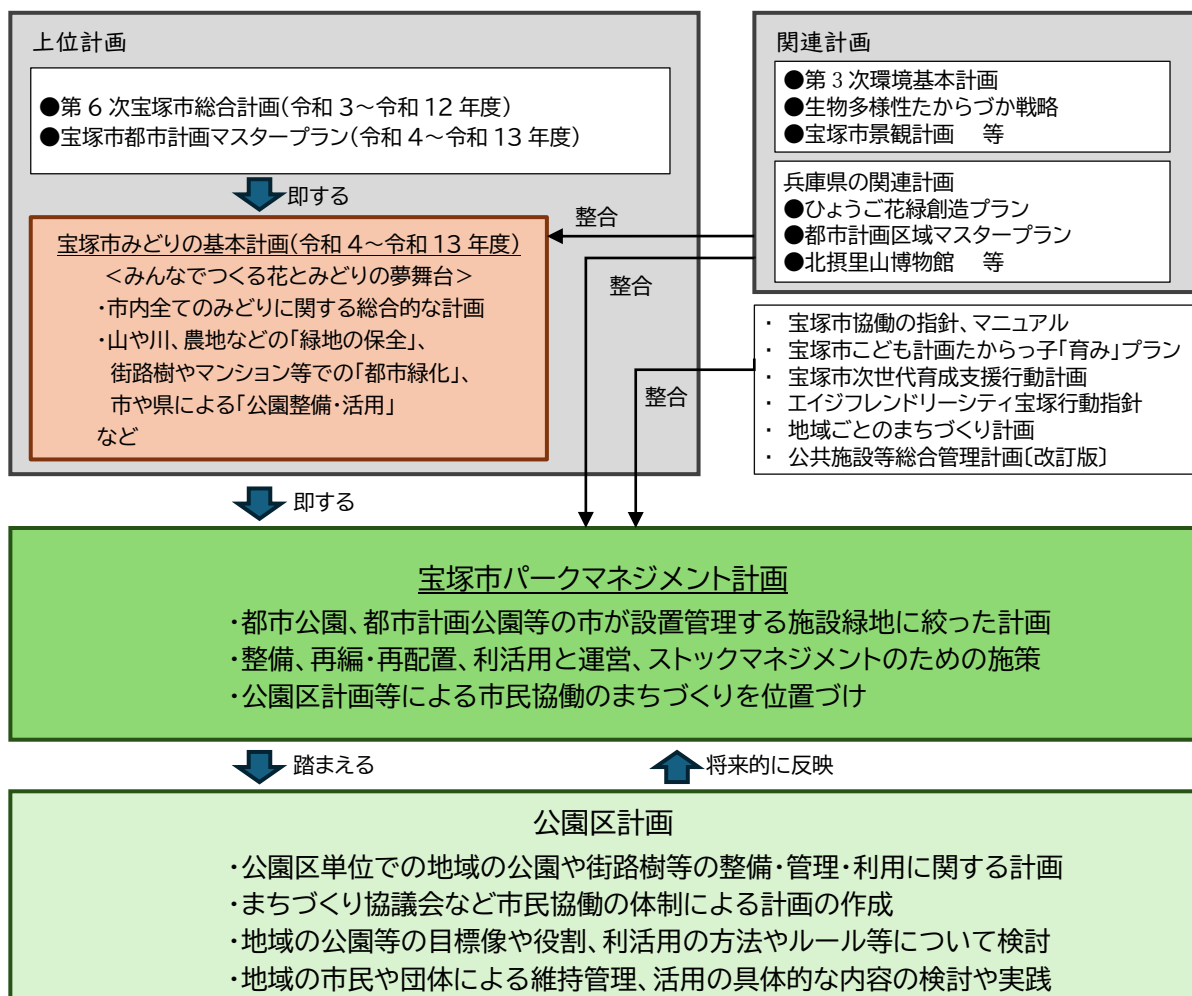
(1) 計画の位置づけ

本計画は、『宝塚市総合計画』や『宝塚市みどりの基本計画』などの上位計画に即しながら、関連計画と整合したものとします。

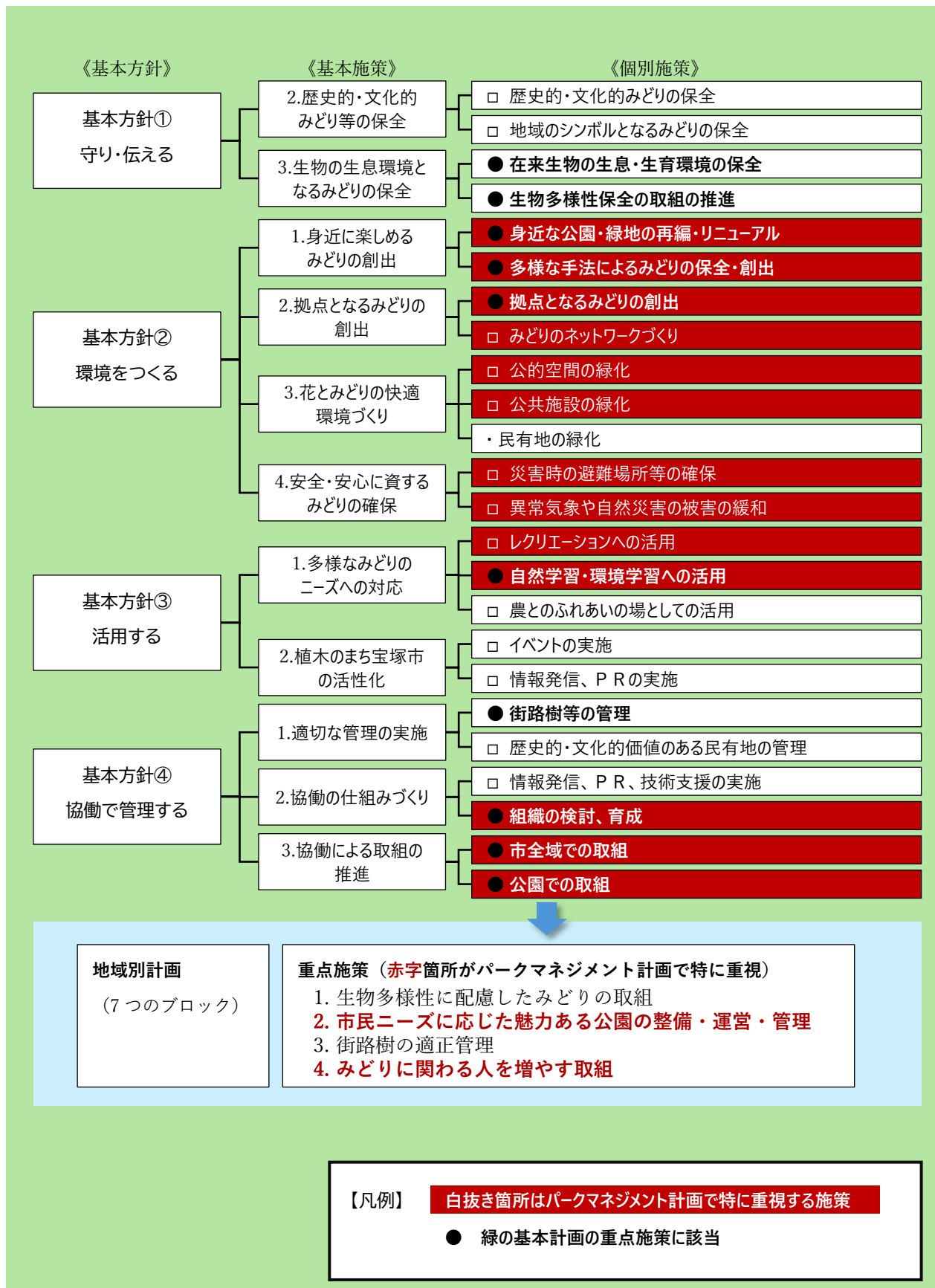
その中でも、特に本計画において実現をめざすのは、『宝塚市みどりの基本計画』の対象とする「みどり」のうち、公園等の本市が設置管理する施設緑地を対象を絞り、整備や再配置、利活用と運営、ストックマネジメント等に係る目標や施策とします。

公園等の整備・再編、利活用等の推進にあたっては、市民協働の取組として具体的な市民意見の反映を行う「公園区計画」を通じ、地域の公園や街路樹等のあり方の検討を行うものとします。公園区計画の作成を通じ検討が行われた地域の公園等のあり方は、本計画の内容を見直す際に反映するものとします。

※上位計画の概要については4頁をご参照ください。



本計画の位置づけ



パークマネジメント計画において実現をめざす宝塚すみどりの基本計画の施策 (みどりの基本計画のうちパークマネジメント計画の内容に関する箇所を抜粋)

(2) 上位計画におけるまちづくり等の目標

本計画の上位計画におけるまちづくり、公園等の整備や管理等の目標や方向性を整理すると下記ようになります。本計画では、これらの目標設定に即した検討を行うものとします。

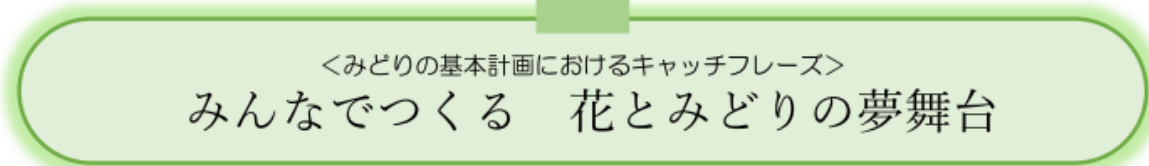
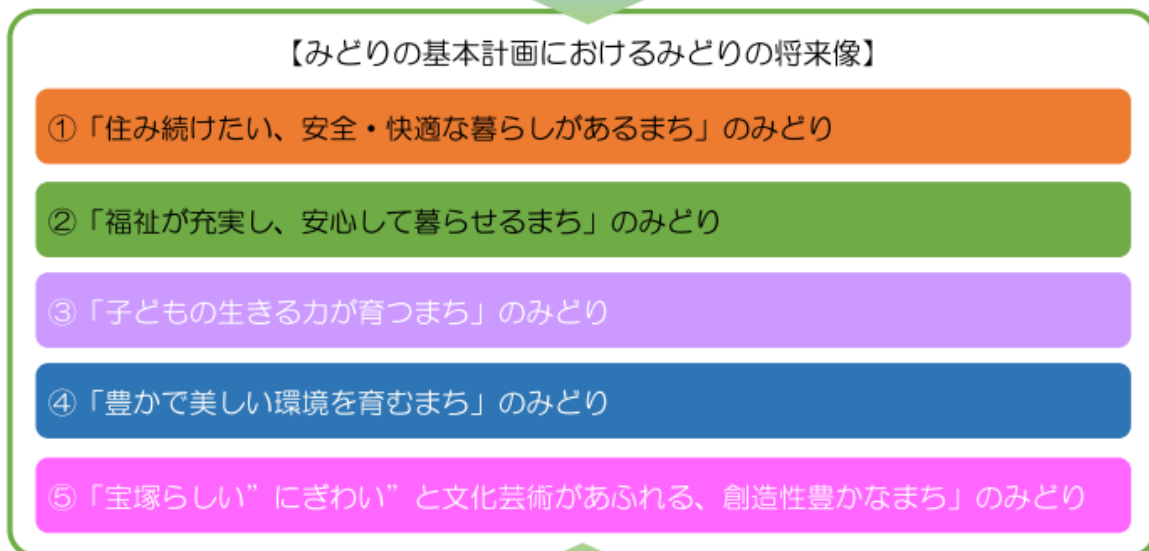
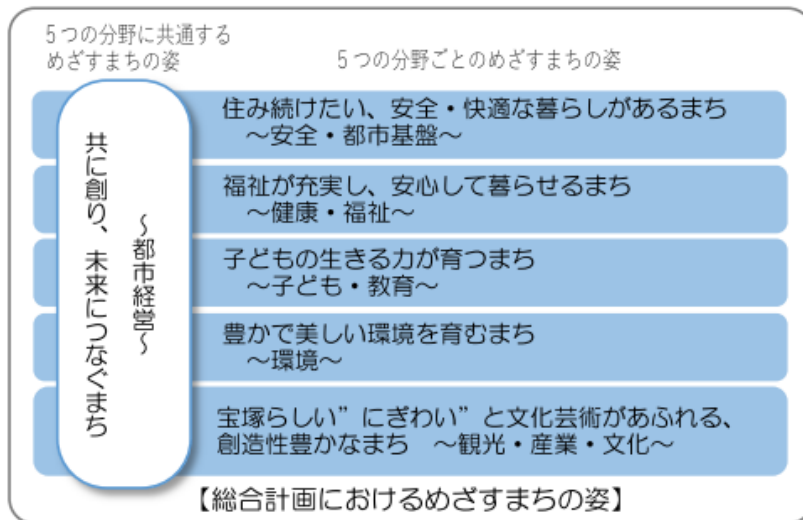
- 第6次宝塚市総合計画において、**市民が主体となり、子どもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる**ことをめざすという、「**市民協働のまちづくりの基本姿勢**」を定め、その実現のためのめざすまちの姿などが整理されています。
- 宝塚市都市計画マスタープランにおいて、総合計画を踏まえ「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」等のまちづくりの方向性を示し、計画分野ごとの方針が整理されています。
- 公園緑地については、**公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上、公園の配置や地域のニーズに応じた公園の整備・再整備を推進する本計画の作成**が定められています。
- 宝塚市みどりの基本計画（改定版）においては、総合計画等の上位計画を踏まえ「みんなでつくる 花と緑の夢舞台」という基本理念のもと、5つの「みどりの将来像」（※次項）を定め、その実現に向けた基本施策、重点施策、地域別計画を設定しています。

●まちづくりに関する目標

総合計画	市民が主体となりあらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる。
都市計画マスタープラン	「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」等の方向性によるまちづくりを進める。

●公園緑地等の目標

総合計画	「まちを彩り、ゆとりを与える」という果たすべき役割が位置づけられ、「地域ニーズに合った活動の場」としての機能を発揮する。
都市計画マスタープラン	住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえた公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上のほか、本計画について「公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する」という役割を果たす。
みどりの基本計画	上位計画に対応した「みどりの将来像」を定め、「住みたくなるみどりの環境づくりを進める」等の基本施策、「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理」等の重点施策を通じ、宝塚らしいみどりあふれるまちづくりを進める。



第6次宝塚市総合計画と宝塚すみどりの基本計画のつながり

3) 計画の対象とする公園・緑地

①対象とする施設

本計画の対象施設は、本市が管理する公園等とします。ただし、公園等と一部機能が共通する街路樹についても、都市の公共空間における身近なみどりとして、本計画における検討の対象とします。

本計画の対象施設

本市が管理する都市公園、子ども遊園

②公園等の効果

都市におけるみどりのオープンスペースである公園等は、公園等が存在することによる効果（存在効果）、公園等を利用することにより得られる効果（利用効果）、公園等に関する取組を通して生まれる効果（媒体効果）などの発揮を通じ、市民生活を支える重要なインフラです。

本計画では、こうした公園等のもつ多様な効果を最大限に発揮させ、都市の魅力や活力の向上、自然環境の保全・改善等に貢献する公園づくりに取り組むものとしてします。

公園等がもつ効果

存在効果	利用効果	媒体効果
<p>公園等が存在することで発揮する環境保全や景観形成、防災・減災等の効果</p>  <p>みどり豊かな空間を保つ (北雲雀きずきの森)</p>	<p>公園等を利用することで発揮する、学びや遊び、健康づくり等の効果</p>  <p>子どもたちの遊び空間 (山手台東5丁目芝桜公園)</p>	<p>公園等に関する取組を通じ発揮する、コミュニティ形成やにぎわい創出等の効果</p>  <p>公園を会場とするイベント (末広中央公園)</p>

第2章 公園等の整備・管理等における現状と問題

1) 公園等の整備・管理等の現状

(1) 公園等の整備状況

①公園等の箇所数と整備経過

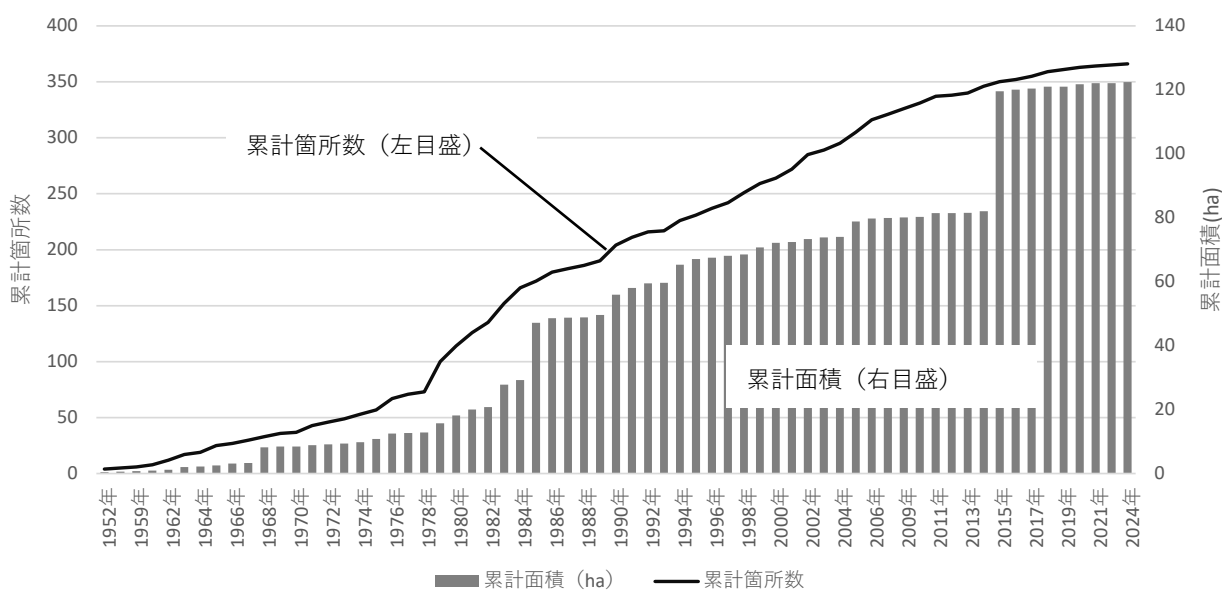
本市には、現在、本計画の対象とする都市公園、子ども遊園は合計 366 箇所あります（令和 6 年度末現在）。

本市の人口増加に対応し、1970 年代後半から 1980 年代後半にかけての期間に多くの公園等が整備されています。その後も、都市開発に伴い継続的に公園等の整備は進められ、過去 10 年間は平均して毎年 2 箇所、3,000 m²ほどの公園等が新たに設置されています。

こうした整備経過を受け、2024 年現在、整備後 30 年以上が経過した公園等の箇所数は全体の 6 割以上を占めるなど、公園施設や植栽の老朽化等が進んでいます。

公園等の箇所数（令和 6 年度末現在）

種類	箇所数
都市公園	336
子ども遊園	30
合計	366



公園等の整備箇所数・面積の推移

②公園等の面積規模と市民一人当り公園等面積

本市の公園等は、民間事業者の開発行為に伴い整備された箇所（以下、「開発提供公園」とします。）が多く、開発行為の面積が小規模であったことから、1,000 m²未満の小規模な公園等が6割以上を占めていることに特徴があります。

公園等の総面積は 1,332,780.8 m²あり、それを住民基本台帳による本市人口 228,308 人で除した、市民一人当り公園等面積は、5.83 m²/人となります。また、都市公園のみの場合の市民一人当り公園面積は 5.72 m²/人です。市の条例で定める市民一人当り公園面積の目標は、市域全体で 10 m²/人としていて、目標に達していない状況です。（令和 6 年度末現在）

面積規模別の箇所数（令和 6 年度末現在）

面積規模区分	箇所数			構成割合		
	都市公園	子ども遊園	合計	都市公園	子ども遊園	合計
500 m ² 未満	155	15	170	46.1%	50.0%	46.4%
500-1,000 m ²	61	8	69	18.2%	26.7%	18.9%
1,000-2,500 m ²	70	6	76	20.8%	20.0%	20.8%
2,500-5,000 m ²	25		25	7.4%	0.0%	6.8%
5,000-10,000 m ²	8	1	9	2.4%	3.3%	2.5%
10,000 m ² 以上	17		17	5.1%	0.0%	4.6%
合計	336	30	366	100.0%	100.0%	100.0%

市民一人当り公園等面積（令和 6 年度末現在）

	合計面積 (m ²)	人口 (人) ※	一人当り面積(m ² /人)
都市公園及び子ども遊園	1,332,780.8	228,308	5.83
うち都市公園のみ	1,307,573.0		5.72

※宝塚市住民基本台帳（2024 年）

③公園等の配置状況

公園等の配置状況は、誘致圏（※）が、市域のどの程度の範囲をカバーしているかという指標（誘致圏カバー率）を用いることで示すことができます。それによると、市域全体では33.7%となりますが、市街化区域に限ると88.2%となり、市街地の9割近い範囲が誘致圏でカバーされていることが示されます。（※誘致圏の分布は「誘致圏の分布状況」（13ページ）を参照）

※誘致圏とは、ある公園を一般的にどの程度離れた距離から利用されるかという目安の範囲を意味します。

公園等の種別・種類による誘致圏の設定

種別・種類		誘致圏
都市公園	街区公園※	1,000 m ² 未満 150m
		1,000 m ² 以上 250m
	近隣公園※	500m
	地区公園※	1,000m
	その他種別	各公園等の特徴に応じ 150mから 1,000m の範囲で個別に設定
子ども遊園		1,000 m ² 未満 150m 1,000 m ² 以上 250m

※街区公園、近隣公園、地区公園の役割

街区公園・・・主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園・・・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園・・・主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

誘致圏カバー率（令和6年度末現在）

	全体面積 (ha)	誘致圏内		誘致圏外	
		面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
市域全体	10,189	3,431	33.7%	6,758	66.3%
うち市街化区域	2,605	2,297	88.2%	308	11.8%
うち市街化調整区域	7,584	1,134	15.0%	6,450	85.0%

④都市計画公園・緑地の整備状況

本市では、都市計画決定されている公園緑地のうち、25箇所322.65haが未整備（部分開設含む）となっていて、いずれも計画決定後50年以上経過しています。そうした未整備箇所は、民有地も含まれ、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課している状態となっています。

計画決定後の時間経過において、本市全体としては公園緑地の整備が進展した一方、人口減少、少子高齢化の傾向がみられ、そうした傾向は今後も続くことが見込まれます。そのため、公園緑地に対する需要の縮小が見込まれる一方、税収が減少する可能性があり、未整備箇所の中には、整備の必要性、実現性が低下していくところがあると考えられます。

見直し対象の都市計画公園・緑地の箇所数・面積（令和6年度末現在）

状況	箇所数	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	未整備面積 (ha)
全面未整備	8	15.69	0	15.69
一部未整備	17	353.56	46.60	306.96
総計	25	369.25	46.60	322.65

⑤開発提供公園の整備状況

本市には、開発提供公園が、現在236箇所存在し、近年も設置が相次いでいます。

8ページに記載のとおり、本市の民間開発の規模は小規模なものが多く、開発提供公園の約半数が公園面積500㎡未満であり、提供公園全体の約7割が1,000㎡未満の公園で構成されています。また、開発提供公園の約6割が供用開始後、30年以上経過するなど、近い将来、公園施設の老朽化の進行が見込まれます。

前述のとおり開発提供公園は小規模なものが多く、面積が限られていることから、遊具等の施設数が少なく、広場も狭い傾向があります。そのため、複数の遊具が設置されている場合は、安全領域（※）の十分な確保に支障がある箇所も少なくありません。

一方、こうした提供公園についても、維持管理負担は他の公園と同様にかかっており、今後の開発提供公園のあり方について検討することが必要です。

※遊具の安全領域とは、遊具を安全に利用するために必要な空間のことをいいます。

⑥公園区ごとの整備状況

公園等の整備状況は、本市の都市開発の経過や土地利用状況、人口密度に起因し、公園区ごとなど地域により差異があります。

各公園区に居住する人口一人当りの公園等面積は、良元公園区、小浜公園区のように比較的少ない地域もあれば、長尾台地区や末広地区のように多い地域もあります。また、地域により高齢化が進行している地区や子育て世帯の多い地区もあるなど、地域の社会的な状況も異なっていて、こうした地域の実情に応じ、公園等の今後のあり方を検討することが重要です。

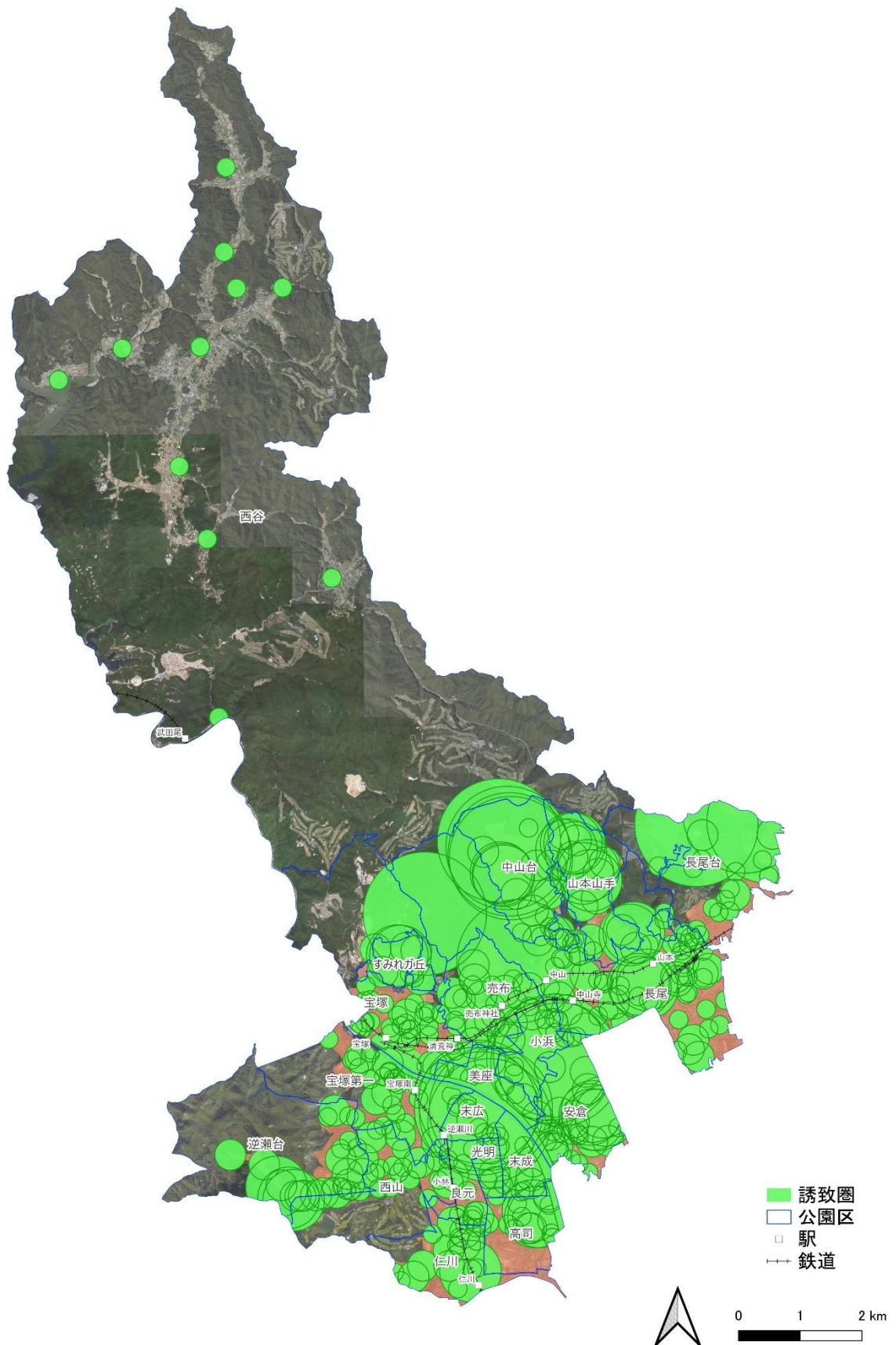
公園区ごとの整備状況（令和6年度末現在）

番号	公園区名	世帯数 ※1	人口 ※1	公園等箇所数 ※2	公園等 合計面積(m ²)	人口一人当り 面積(m ² /人)
1	仁川	6,743	14,065	19	25,012	1.77
2	高司	3,021	6,118	14	52,299	8.54
3	良元	4,481	8,351	10	6,753	0.80
4	光明	2,220	4,435	5	6,448	1.45
5	未成	3,917	7,781	12	57,766	7.42
6	西山	4,823	10,886	19	12,051	1.10
7	未広	3,081	6,315	11	64,248	10.17
8	宝塚第一	9,618	21,072	31	23,935	1.13
9	逆瀬台	4,119	7,968	22	50,499	6.33
10	すみれガ丘	3,331	7,471	8	38,600	5.16
11	宝塚	8,591	17,561	32	26,949	1.53
12	売布	6,231	13,511	25	31,701	2.34
13	小浜	4,189	8,398	10	5,857	0.69
14	美座	3,619	7,433	12	68,727	9.24
15	安倉	7,011	14,445	26	75,455	5.22
16	長尾	16,982	38,646	58	230,476	5.96
17	中山台	6,099	12,762	17	77,272	6.05
18	山本山手	3,717	10,101	16	89,419	8.85
19	長尾台	4,197	8,862	15	383,851	43.31
20	西谷	1,047	2,127	11	5,462	2.56
	合計	107,037	228,308	373	1,332,781	5.83

※1 世帯数、人口は宝塚市住民基本台帳（2024年）による。

※2 武庫川河川敷緑地は7つの公園区にまたがり整備されているため、合計箇所数が本市の公園の箇所数366箇所よりも多い373箇所となります。

誘致圏の分布状況



(2) 公園等の管理状況

①公園等の管理状況

公園等の管理として、清掃や除草、樹木剪定、遊具等施設の点検・補修等の維持管理を実施しています。そのうち、一部については、次項で示す市民協働の取組として、地域の方々が参加し、地元の公園等を自ら管理する取組が行われています。

一方、公園施設や植栽の老朽化等に伴う管理・更新等に要する経費が増加する傾向にあり、本市の厳しい財政状況を背景に、公園等の管理水準の維持・向上と効率的・効果的な管理を両立させる重要性が高まっています。

②市民協働による公園等の管理

公園アドプト団体や緑化団体など公園等における市民協働の管理の取組は、近年も新規に参加される団体があり、令和6年度末現在、登録団体数は公園アドプト団体が41、緑化団体が120となっています。

一方、各団体に参加されている市民において高齢化が進むなどして、登録を取り下げる団体も出てきています。アドプト団体等を対象に毎年実施しているアンケートでも、活動人数の減少、平均年齢の上昇と、それらに伴う「人手の不足」や「後継者がいない」等の認識が示されていて、市民協働による公園等の管理の取組は、活動の継続や活性化等の問題を抱えています。

公園等の市民協働による管理状況（令和6年度末現在）

	公園アドプト団体			緑化団体		
	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)
2014年度			27	2	1	110
2015年度	1	1	27	6	6	110
2016年度	2		29	5		115
2017年度	6		35	5	4	116
2018年度	1	1	35		3	113
2019年度	4		39		1	112
2020年度	5	1	43	2	1	113
2021年度		2	41	4	2	115
2022年度	1	1	41	4	3	116
2023年度	1		42	4	1	119
2024年度	2	3	41	4	3	120

アドプト団体対象の定期アンケート結果（2017年度 2024年度の結果比較）

注：表中の青色着色部は取組の問題に関連する回答結果であることを示す。

調査年次	選択肢	2017年度 (回答割合)	2024年度 (回答割合)	回答割合の 年度間変化
回答団体数	—	25	35	
問1) 活動回数	月3回以上	36.0%	30.3%	↘ (低下)
	月2回程度	16.0%	30.3%	↗ (増加)
	月1回程度	48.0%	39.4%	↘ (低下)
問2) 活動人数	概ね変動はない	70.8%	62.5%	↘ (低下)
	増えた	8.3%	0.0%	↘ (低下)
	減った	20.8%	37.5%	↗ (増加)
問3) 平均年齢	60歳未満	8.7%	3.0%	↘ (低下)
	60～64歳	4.3%	0.0%	↘ (低下)
	65～69歳	17.4%	12.1%	↘ (低下)
	70～74歳	31.0%	33.3%	↗ (増加)
	75～79歳	34.8%	36.4%	↗ (増加)
	80歳以上	4.3%	15.2%	↗ (増加)
問4) 活動内容 (※複数回答可)	地域の景観づくり	80.0%	87.9%	↗ (増加)
	コミュニティー活動として	76.0%	66.7%	↘ (低下)
	健康づくり	24.0%	39.4%	↗ (増加)
	子どもたちの遊び場づくり	60.0%	48.5%	↘ (低下)
	植栽育成や花壇づくり	56.0%	57.6%	↗ (増加)
	その他	28.0%	9.1%	—
問5) 困っていること (※複数回答可)	人手の不足	41.7%	57.6%	↗ (増加)
	後継者がいない	54.2%	60.6%	↗ (増加)
	機材の不足	16.7%	21.2%	↗ (増加)
	費用が足りない、又は少ない	20.8%	15.2%	↘ (低下)
	公園設備が十分でない	20.8%	30.3%	↗ (増加)
	その他	12.5%	21.2%	—

(3) 公園等の整備・管理及び利用に関する市民意向

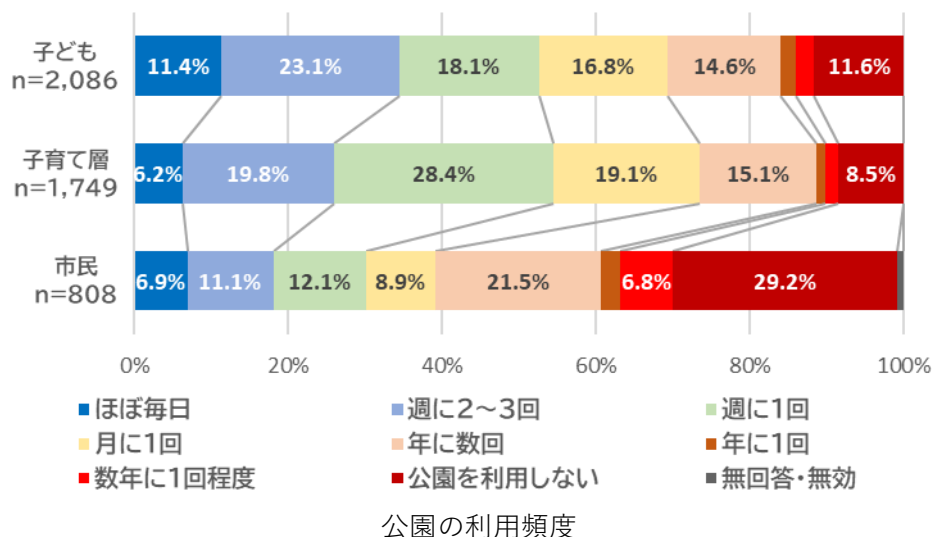
公園等の整備・管理状況及び利用状況に関する市民意向について確認するため、15歳以上の市民、こども及び保護者、公園利活用の担い手となることが期待される地域団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。

以下では、把握した市民意向のうち、パークマネジメント計画の検討内容と特に関わりの強い項目を対象に、調査結果の概要を整理しています。

※市民意向を確認するアンケート調査の実施概要等については48ページ以降をご参照ください。

①公園等の利用状況

こどもや子育て層の市民の過半数は、週に1回以上の比較的高い頻度で公園を利用されていますが、それ以外の市民は、公園を使用しないという人も多く、公園利用頻度は少ない状況です。



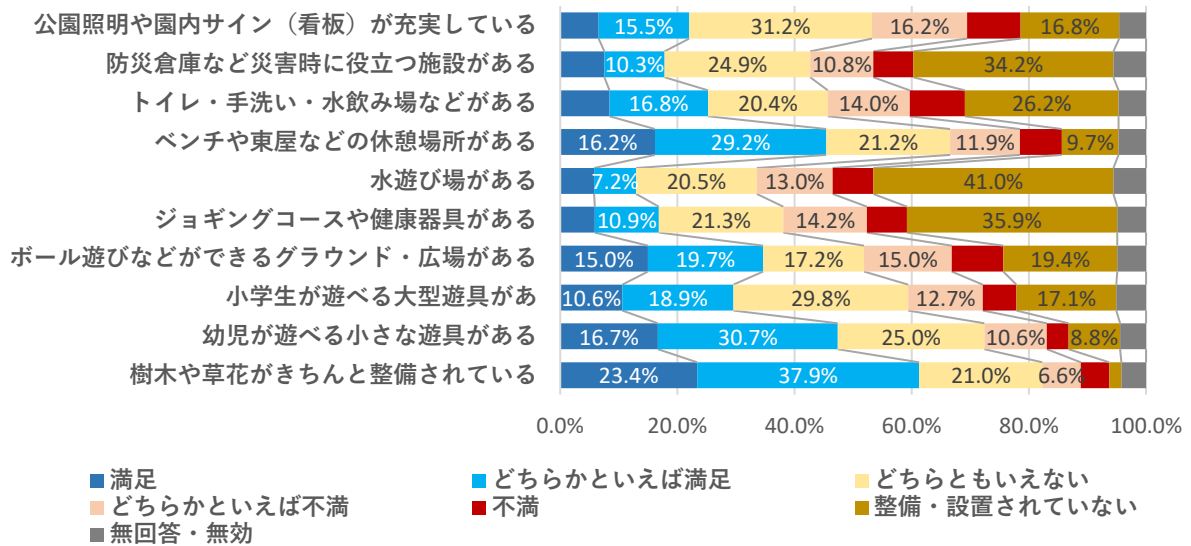
②公園等の整備に関する市民意向

1. 一般的な公園等の整備に関する市民意向

施設の整備状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、樹木や草花、ベンチや東屋などの休憩所、幼児が遊べる小さな遊具の整備状況についてです。

一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的小さいのは、水遊び場やトイレ、ジョギングコースや健康器具、防災倉庫など災害時に役立つ施設についてで、自宅等の近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

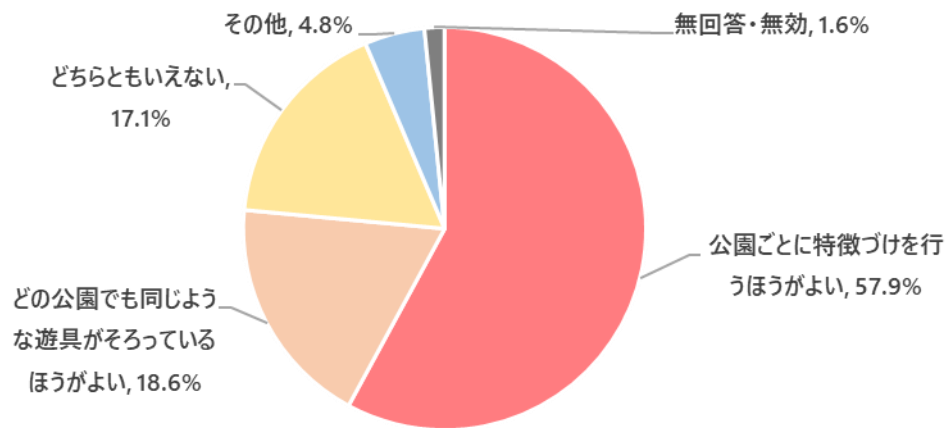
なお、こどもならびに子育て層の市民からの意向では、望ましい公園像としては「様々な遊具のある公園」、「ボール遊びができる公園」が、望ましい施設としては「アスレチック遊具」、「グラウンド」のほか、「トイレ」などが示されています。



市民による公園の整備状況に関する評価（回答者数 768 人）

2.公園の特徴づけなどのあり方

地域ニーズや公園の特性に応じ特色ある公園づくりを行うという考え方があります。公園の整備方法について、「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」という意見が多く、約 57%の市民が回答しています。

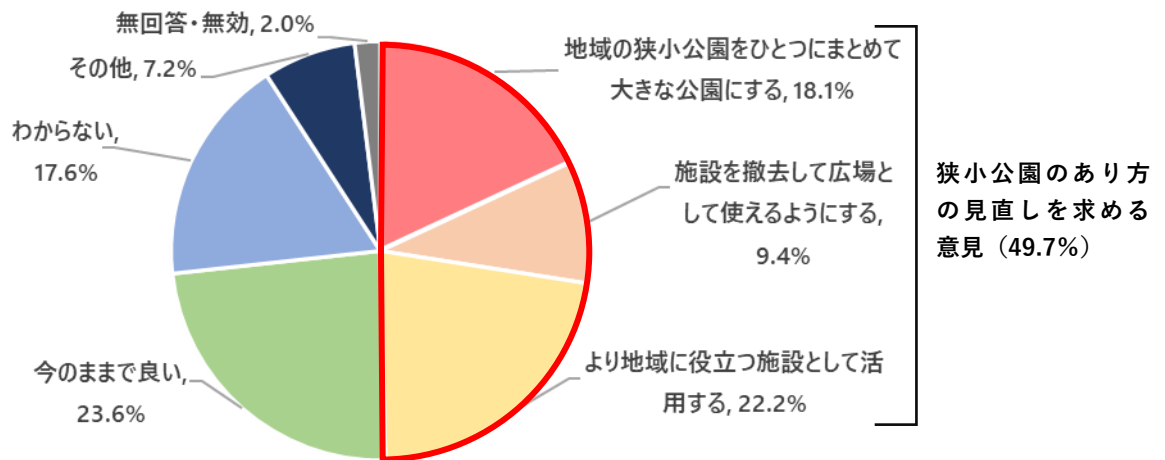


市民による公園の特徴づけなどのあり方に関する意見（回答者数 768 人）

3.狭小公園の整備等に関する市民意向

ベンチやスプリング遊具しかないような小規模な公園を「狭小公園」と呼ぶことができます。そうした狭小公園について、7割近い市民は利用していないほか、他の一般的な公園等の利用頻度と比較し、狭小公園の利用は少ないことが示されています。

今後の狭小公園のあり方については、「地域の狭小公園をひとつにまとめて大きな公園にする」、「より地域に役立つ施設として利用する」等の狭小公園のあり方の見直しを求める意見が全体の50%近くにのぼる一方、「今のままで良い」という意見も約23%あります。

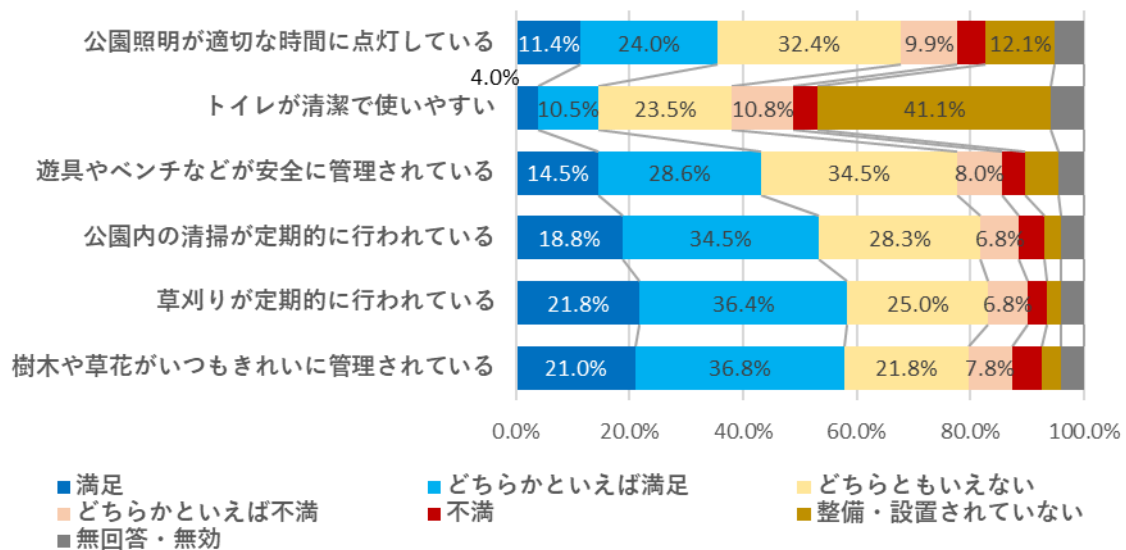


市民による今後の狭小公園のあり方に関する意見（回答者数 768 人）

③公園等の管理に関する市民意向

1.公園等の管理状況に関する市民意向

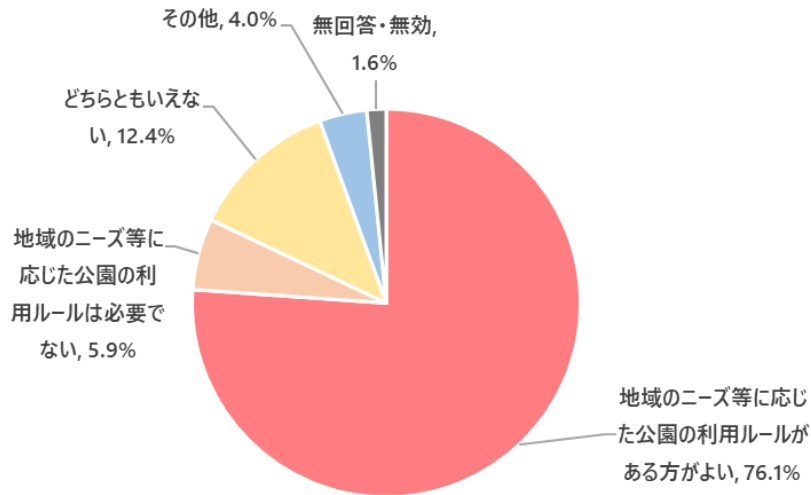
公園の管理状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、清掃や草刈、樹木や草花の管理状況についてです。一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的少ないのは、トイレの管理状況についてで、自宅等の近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。



市民による公園の管理状況に関する評価（回答者数 768 人）

2.公園利用ルールに関する市民意向

公園の使い方について、全市一律のルール設定ではなく、地域のニーズや問題等に対応した利用ルール「ローカルルール」を定めて柔軟な公園の使い方を展開するという考え方があります。こうしたローカルルールについて、「ある方がよい」という意見が最も多く、約76%の市民が回答しています。

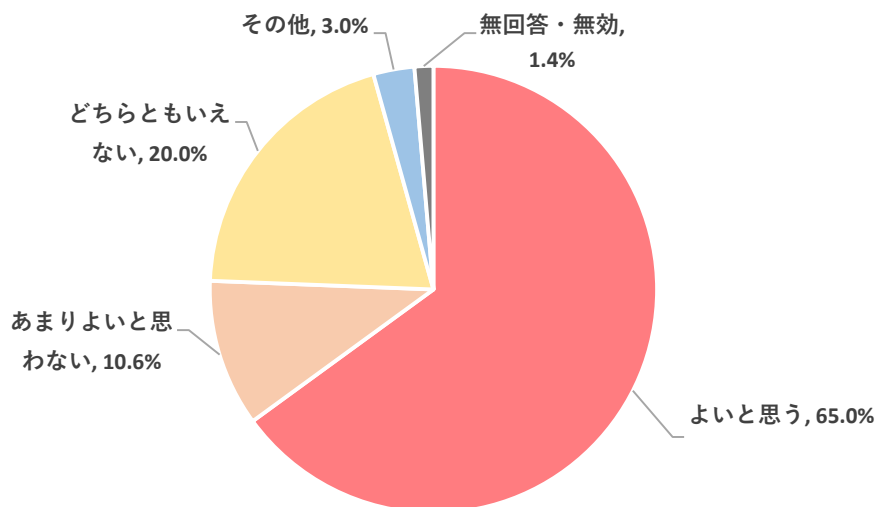


市民による地域の公園利用ローカルルールに関する意見（回答者数 768 人）

④民間活力の導入や市民協働の取組に関する市民意向

1.民間活力の導入に関する市民意向

行政だけではできない自由な発想で公園等を積極的に活用していくため、民間事業者が公園等の整備や管理運営に参加する「民間活力の導入」という考え方があります。こうした民間活力の導入について、「よいと思う」という意見が最も多く、約65%の市民が回答しています。

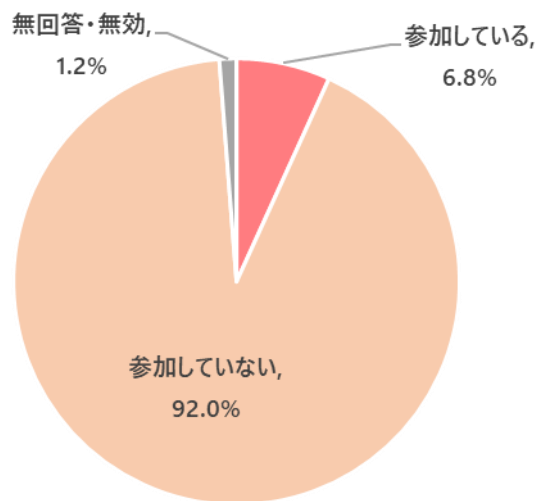


市民による公園の管理運営への民間活力の導入に関する意見（回答者数 768 人）

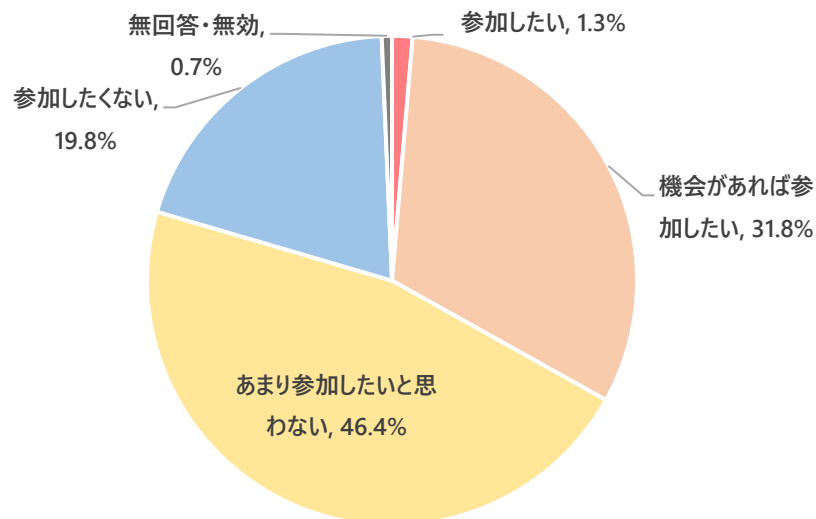
2.市民協働の取組への参加に関する市民意向

地域の団体や町内会等による公園の清掃や除草などの市民協働の取組に関するこれまでの参加状況は、「参加していない」という市民が最も多く、参加していないと回答した市民の割合は92%にのぼります。

これまで公園における市民協働の取組に参加していない市民を対象に、今後の市民協働の取組への参加意向をたずねたところ、今後も「あまり参加したいと思わない」、「参加したいと思わない」の消極的な意見をもつ市民の割合は66.2%で、市民協働の取組に消極的な意見をもつ市民が少なくない状況が示されています。



市民協働による公園管理への参加状況（回答者数 808 人）

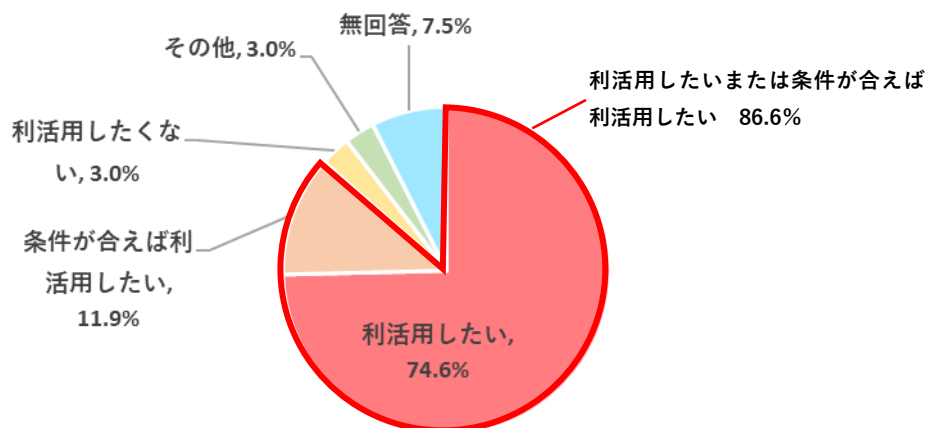


市民協働による公園管理への今後の参加意向（回答者数 705 人）

3.地域団体・事業所等の公園利活用に関する意向

主にこれまで公園等を利活用したことがある団体等を中心にした調査では、今後も公園等を利活用したいといった意向をもつ団体が全体の 80%以上にのぼり、具体的な利活用の内容として、公園等の清掃、草花の手入れ等のほか、地域のイベントにおける活用、こども達の外遊び場などが示されています。

一方、利活用するにあたって望ましい条件として、「管理水準の向上」、「施設の充実」、「利用ルール・条件の緩和」などが示されています。



今後の利活用意向（回答団体数 67 団体）

●利活用するにあたって望ましい条件

《管理水準の向上》

安全性の向上やみどりや景観の向上、きれいな公園管理、防犯性の向上、住民の協力による管理など

《施設の充実》

遊具、砂場、健康遊具、ベンチ等休憩施設、照明、水道、清潔なトイレ、おむつ替えや授乳スペース、作業用電源、駐車場、防災施設など

《利用ルール・条件の緩和》

火気の使用、早朝での利活用、飲食の解放（飲食販売）、自治会が利用しやすい条件であることなど

●今後の利活用の内容

園庭の代わりや散歩、遠足、運動会など保育の一環での利活用や、住民参加の行事やイベント、花やみどりの維持管理などのボランティア活動の場として、憩いの場などが示されています。

2) 公園等の整備・管理等の問題

(1) 公園等の整備について

公園等の整備・配置における地域間の不均衡

①整備量等の地域間不均衡

本市の公園等の整備面積は、市の目標とする人口一人当たり面積に達していません。また、地域によって一人当たり公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があります。特に、南部の市街地では人口一人当たり公園等面積などが不足しているものの、土地利用密度の高さや市の厳しい財政状況からも新たな公園整備は容易ではありません。

公園等全体の箇所数の6割以上を占める小規模な公園

②小規模な公園の問題

本市における市街地開発の経緯や土地利用密度等に起因し、1,000 m²未満の小規模な公園等が、本市の管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園等では、整備可能な施設や広場等が限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されています。

長期にわたり未整備の都市計画公園・緑地の存在

③長期未整備の問題

本市には、都市計画決定されたものの整備が実現しないまま長期の時間が経過した、未整備の都市計画公園・緑地が25箇所、322.65ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も含まれ、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、本市では少子高齢化の傾向にあるほか、計画地の周辺で他の公園整備が進んでいるところがあるなど、計画決定時とは情勢が異なっている箇所もあります。

進行する公園施設や植栽の老朽化等の問題

④施設老朽化等の問題

本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。老朽化等の進行は、事故リスクの上昇や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、地域の人々の利用ニーズと施設の機能に乖離が生じている可能性もあります。

多様なニーズ等に対応する公園等整備の問題

⑤多様なニーズへの対応の必要性

高度経済成長期以降の人口が増加する情勢では、公園等には子どもの遊び場としての機能が求められ、それに対応した画一的な整備が長年にわたり行われてきました。しかし、その後の社会情勢の変化に伴い、公園等に対するニーズは多様化していて、本計画の検討に先立ち実施したアンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園、ジョギングコースや健康器具、防災機能などのニーズが示されています。こうした公園等に対する多様なニーズに対応する整備の重要性が増しています。

(2) 公園等の利用及び管理運営について

子どもや子育て層以外の市民の利用が限定的

⑥限られた利用者層

各アンケートの結果には、公園等の利用状況は、子どもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向がありますが、それ以外の市民による公園利用は限定的であることが示されています。

ニーズに対応できない利用ルールの問題

⑦硬直的な利用ルール

公園等の利用について、原則、市内の公園等一律の利用ルールを定めています。一方で、市民向けアンケートでは、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや問題等に柔軟に対応する利用ルールの導入を望む意見が多いことが示されています。

市民協働の取組の持続性や参加拡大の問題

⑧市民協働の持続性等の問題

公園アドプト団体や緑化団体は、近年、会員の高齢化や担い手の確保等の問題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られているため、より多くの市民協働の取組への参加促進が問題となっています。

維持管理コストの増加と厳しい財政制約の問題

⑨維持管理コストの増加

公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要となるコストは増加傾向にあります。一方で、本市は厳しい財政状況にあり、将来的には少子高齢化に伴い税収の減少が予想されます。この結果、公園施設や公園の除草・清掃等の維持管理の予算も減少することが予想されます。

第3章 基本目標、基本方針

1) 上位計画等における目標や公園等の現状・問題の整理

■上位計画等におけるまちづくり等の目標

本市のめざすまちづくりは、第6次総合計画において、『わたしの舞台は たからづか』というスローガンに象徴されるように、市民が「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり、「暮らし」(舞台)を支え、「まち」(舞台)を未来につなげていくことをめざしています。また、みどりの基本計画においても、市民・団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定しています。

■公園等の整備・管理等における現状や問題

前章における整理のように、本市の公園等については、整備目標の達成に向けたさらなる取組の必要性や、小規模な公園の多さ、老朽化の進行などの問題があります。また、管理・運営面においても、公園利用者が限定的であることや市民ニーズへの対応、市民協働の取組の継続性等に改善の余地があります。

こうした状況は、公園等がまちづくりにおいて果たす役割をあらためて見直し、市民の多様なニーズや地域特性を踏まえ、公園等をより身近で多様に活用できる場として再構築していく機会でもあります。今後は、地域の実情に即した形で、市民をはじめとする多様な主体の協働のもと、公園等の整備・管理・運営を一体的に進めるとともに、公園区計画の作成と推進に取り組むことが重要です。

2) 基本目標

前項で整理を行いました、上位計画におけるまちづくり等の目標、公園等の整備・管理等における現状と問題を踏まえ、本計画の基本目標を下記のように整理します。

■基本目標

本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など、①計画の実現に向けて携わる市民主体の視点(わたしがつくる)、②地域ごとの実情に対応した公園区計画などの計画を市民・団体、民間事業者、行政との協働のもと計画を策定・実施する視点(地域ととりくむ)、③公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点(公園からのまちづくり)を重視します。本計画で取り組む公園区計画の作成・推進など施策を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりに取り組んでいくことをめざし、下記のスローガンを設定します。

<パークマネジメント計画におけるスローガン>

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

3) 基本方針

基本目標の実現に向けた基本方針として、以下のように整理します。

(1) 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進

対応する 主な問題	①整備量等の地域間不均衡	⑤多様なニーズへの対応の必要性	⑥限られた利用者層の問題
	⑦硬直的な利用ルールの問題	⑧市民協働の持続性等の問題	

本市は、市民が主体となり、「こどもから大人まであらゆる世代が関わるまちづくり」をめざしています。この考え方のもと、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民・団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、上位関連計画や地域ごとのまちづくり計画における本市全体ならびに各地域のまちづくりの目標実現に取り組みます。

(2) 市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編・整備

対応する 主な問題	①整備量等の地域間不均衡	②小規模な公園の問題	③長期未整備の問題
	④施設老朽化等の問題	⑤多様なニーズへの対応の必要性	

公園区間で公園等の充足状況にばらつきがあり、これまでに整備されている公園等の質的側面と地域特性では一致しない箇所があります。地域によっては、長期未整備となっている都市計画公園・緑地が存在するほか、開発行為に伴い設置された公園等の中には、小規模であることもあり、利用の少なさや安全面等に課題を抱えているものもあります。さらに、市民からは様々な遊具のある公園等のニーズが示されています。こうした問題や要望に対応するため、市民ニーズや地域特性など実情を踏まえた身近な公園等の配置や機能の再編・整備を行い、都市や公園の魅力向上に努めます。

(3) だれもが利用できる公園づくり

対応する 主な問題	⑤多様なニーズへの対応の必要性	⑥限られた利用者層の問題	⑦硬直的な利用ルールの問題
	⑧市民協働の持続性等の問題		

本市の公園等は、必ずしも幅広い世代の市民に日常的に利用されているわけではありません。また、市民意向の把握においても、多様な公園の利用方法や施設の整備等や公園利用のローカルルールの作成などの要望が示されています。そのほか、インクルーシブ遊具などだれもが安心して遊ぶことのできる遊具の整備も必要です。一方で、ただ公園でのんびり過ごすなど多様な公園の利用方法も考えられます。こうした問題や要望に対応するため、市民や行政はともに伴走しながら、「やりたいこと、したいことができる公園」「だれもが利用できる公園」の実現をめざします。

(4) 持続可能な公園マネジメントの推進

対応する 主な問題	④施設老朽化等の問題	⑦硬直的な利用ルールの問題	⑧市民協働の持続性等の問題
	⑨維持管理コスト増の問題		

公園施設の老朽化が進行しているほか、公園整備の進展に伴い維持管理費も増大しています。一方で、財政状況も厳しさを増していて、施設の安全性の維持向上や多様な利用ニーズへの対応と、計画的な更新や効率的な管理との両立を図ることが必要です。ストックマネジメントの考え方による管理水準の向上や数量の適正化など持続可能なマネジメントに取り組みます。

基本目標、基本方針

上位計画等におけるまちづくりの目標、公園等の整備・管理における現状と課題を踏まえ、本計画で取り組む基本目標と、それを実現するための基本方針

基本目標

わたしがつくる 地域ととりくむ
公園からのまちづくり

基本方針

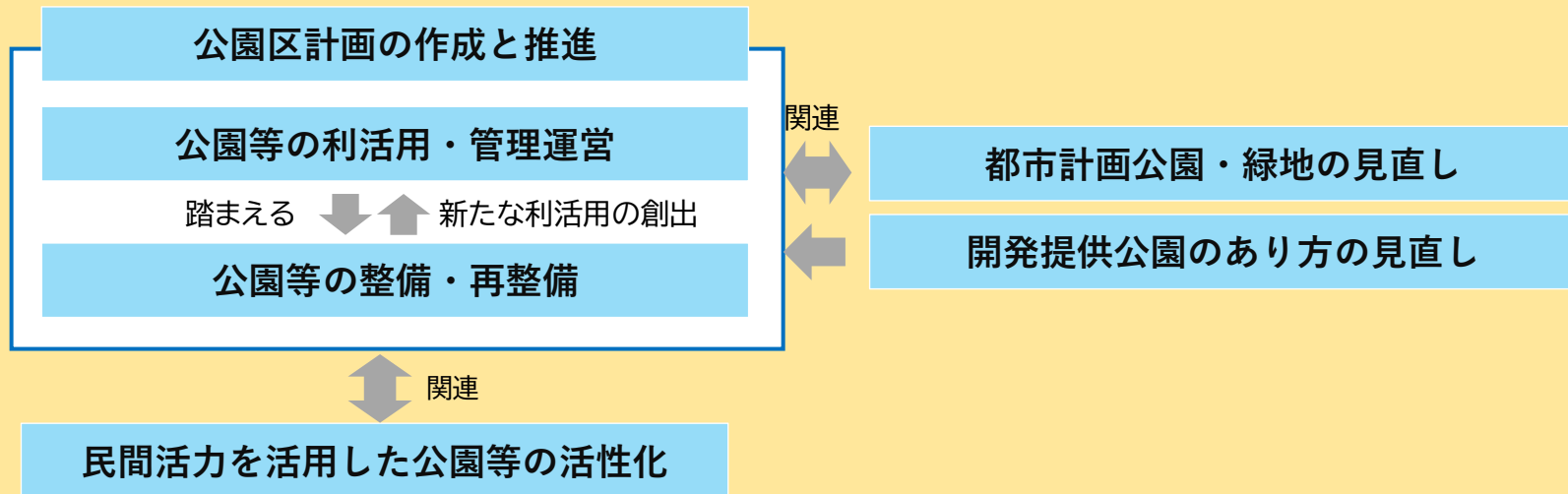
- (1) 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進
- (2) 市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編整備
- (3) だれもが利用できる公園づくり
- (4) 持続可能な公園マネジメントの推進



基本目標、基本方針を実現する施策メニュー

実施施策

あらゆる主体との協働による公園区計画作成、公園等の利活用・管理運営・整備、都市計画公園・緑地や開発提供公園の見直し、民間活力の活用に関する施策を位置づけ



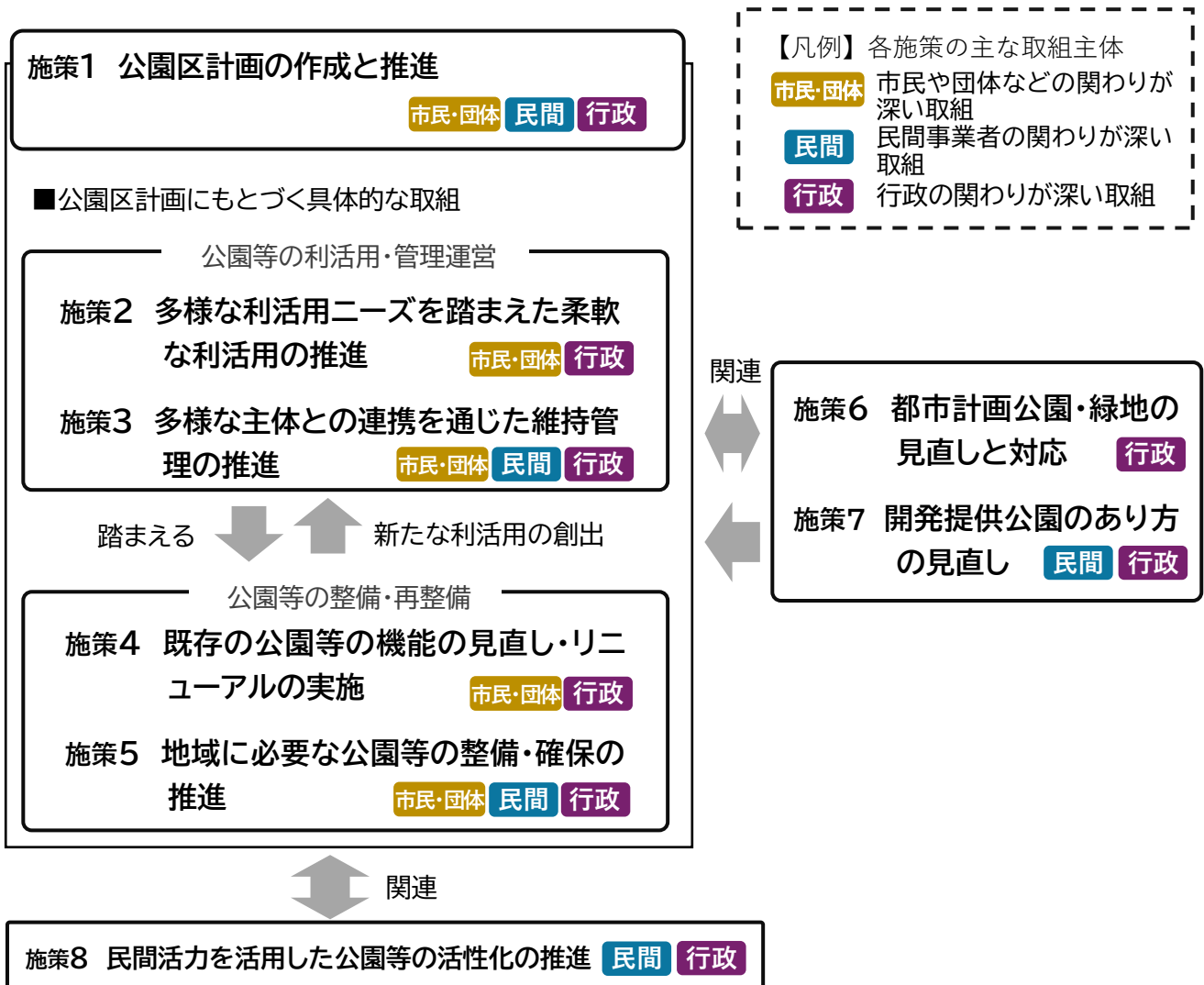
第4章 実施施策

前章までに整理した基本目標、基本方針を実現するため、以下の実施施策を定めます。

本計画でめざす、あらゆる主体との協働による公園づくりの軸となるのが施策1「公園区計画の作成と推進」の取組です。この取組を通じ、本市の各地域で作成する公園区計画において、その地域の公園等の利活用・管理運営について定め、それに対応した地域の整備・再整備に取り組みます。また、これらと関連する都市計画公園・緑地の見直しや開発提供公園のあり方の見直し、民間活力を活用した公園等の活性化の推進に取り組みます。

なお、これらの各施策については、取組の内容に応じ、市民や地域の各種団体、民間事業者、行政（本市）が主体的に取り組むことが重要です。

実施施策の構成



■現状

- ・ 公園にある施設が画一的で、地域ニーズに応じた公園づくりが出来ていません。
- ・ 地域と市が協働で公園づくりを行う体制が整っていません。



■めざす目標像

地域のあらゆる主体の参画と、地域ニーズを踏まえた公園区計画の作成と推進を通じた、**地域のまちづくりに貢献する協働の公園づくり。**

■施策の内容

① 公園区計画の作成 **市民・団体** **民間** **行政**

- ・ まちづくり協議会の範囲とする公園区を単位とし、地域の公園等の役割や使い方などの目標像を定める公園区計画の作成に取り組みます。

② 公園区協議会（仮称）の設置推進 **市民・団体** **民間** **行政**

- ・ 各地域で作成された公園区計画の推進主体となる、「公園区協議会」（仮称）の設置に取り組みます。
- ・ 公園区協議会（仮称）には、本市も参画し、協議会の一員として活動するほか、行政情報の提供や助言、広報等の支援を行います。

※公園区協議会は、地域の幅広い世代の市民・団体、民間事業者等や本市が参画するもので、各地域で作成された公園区計画の実践や計画の将来の見直しを行う主体となります。

③ 公園区計画の推進 **市民・団体** **民間** **行政**

- ・ 公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。

■期待される効果

地域ニーズに対応した計画的な公園づくり（公園等の利活用や整備）の推進につながる事が期待されます。

公園区計画とは

(1) 計画の目的

公園区計画は、地域ニーズにあった公園や街路樹等の維持管理、運営を行うため、まちづくり協議会の領域を公園区と位置づけ、地域の市民・団体、民間事業者、本市が協働のもと、公園区内の公園等についてめざす姿やそのための施策を定めるものとします。

(2) 計画の役割

- 公園区計画では、地域ごとのまちづくり計画と整合を図りつつ、地域がめざすまちの姿のほか、地域の公園等の問題やニーズを踏まえ、地域の公園等の今後めざすべき役割や使い方などを示します。
- 作成した公園区計画は、地域の公園等の役割や使い方等に関する目標像になるほか、公園に設置する施設の種類や内容等について市が必要な整備を行う際の重要な参考情報になります。

(3) 計画の内容

公園区計画では、地域の公園等の現況と問題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら、地域の公園等のめざす目標像とそれに対応した役割、その実現のための具体的な取組で構成するものとします。

<公園区計画の構成項目イメージ>

- ・ 地域の公園等の現況
- ・ 地域の公園等の問題やニーズ
- ・ 地域の公園等のめざす目標像
- ・ 地域の各公園等の役割
- ・ 地域の公園等における具体的な取組

(4) 計画づくりの体制

公園区計画の作成は、地域の子どもやお年寄りまで幅広い世代の多様な市民、まちづくり協議会等の団体、民間事業者、本市が参画するワーキンググループで取り組むことをめざします。作成した公園区計画の推進や将来の計画見直しなどは、上記のワーキンググループを母体とする公園区協議会で行うことを目指します。

■現状

- ・ 公園利用は子どもやその保護者など限られた人が中心で、広く多様な市民による利用が行われているわけではありません。
- ・ 公園利用のローカルルールを導入を求める意見が少なくありません。
- ・ ボール遊びや水遊びなど多様な利活用が求められています。



■めざす目標像

地域ニーズを踏まえた公園利用ローカルルールの作成や公園利活用を促進する仕組み等による、**多様な利用が可能で、多くの人が利用する公園。**

■施策の内容

- ① **地域ニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成** **市民・団体** **行政**
 - ・ だれもが使いやすく、多様な利用を可能とする公園に向け、子どもをはじめ地域の人々の多様なニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成及び周知を協働で行います。
- ② **円滑な公園利活用の促進に向けた仕組みの検討** **市民・団体** **行政**
 - ・ 地域の市民・団体等による公園等の円滑な利活用につながる仕組みや手続きについて検討を行い、自発的な公園利活用の促進に取り組みます。
- ③ **公園等の利活用や協働の公園づくりへの参画を促す情報共有の充実** **市民・団体** **行政**
 - ・ 公園区計画やローカルルール等の地域の公園づくりに関する情報は、公園区協議会を通じ、共有します。
 - ・ 共有した情報は、地域の団体等や本市がもつ情報発信ツール（ホームページ、SNS 等）を活用し、周知を図ります。
 - ・ 本市では、市ホームページの見直しを行うなど、公園等の利活用促進につながる情報発信の充実に取り組みます。

■期待される効果

地域の市民・団体等がもつ多様な利活用ニーズを踏まえた、ローカルルールや利活用を促進する仕組みが検討されるとともに、それらに関する情報発信の充実が進むことで、公園等のより柔軟で有効な利活用の推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 公園アドプトなどの団体では高齢化が進んできています。
- ・ 公園施設の老朽化、樹木の大径化が進んでいて、安全面、コスト増の問題があります。



■めざす目標像

市民協働の維持管理の促進を通じた**コミュニティ形成への貢献**と、維持管理手法の見直しによる**きれいで安心して使える公園**。

■施策の内容

- ① **維持管理における市民協働の促進や支援の充実** **市民・団体** **民間** **行政**
 - ・ 資機材の貸出や優れた取組に対する表彰制度など、協働の活動に係る支援の充実に取り組みます。
 - ・ 新たな団体の参加や担い手の確保に向け、子育て支援施設、福祉施設や団体等への働きかけ、制度の見直しなどの検討を行います。
- ② **効率的・効果的な維持管理に向けた多様な主体との連携** **市民・団体** **民間** **行政**
 - ・ 公園等の管理水準の向上を図るため、公園施設の老朽化対策等の効率的・効果的な維持管理を実現する民間事業者をはじめとする多様な主体との連携方策について検討を行います。

■期待される効果

市民協働の取組の促進等を通じた**コミュニティ意識の醸成**や公園等の管理水準の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 長年の時間経過により、整備当初に期待された役割と現在必要とされる機能に乖離が生じていて、利用が少ない公園があります。
- ・ 財政制約を考慮し、選択と集中の考え方による効率的・効果的な公園にリニューアルする必要があります。



■めざす目標像

ニーズや各公園の特徴を踏まえた公園機能の見直しやリニューアルによる、**地域のまちづくりへの貢献と公園の魅力の向上や活性化。**

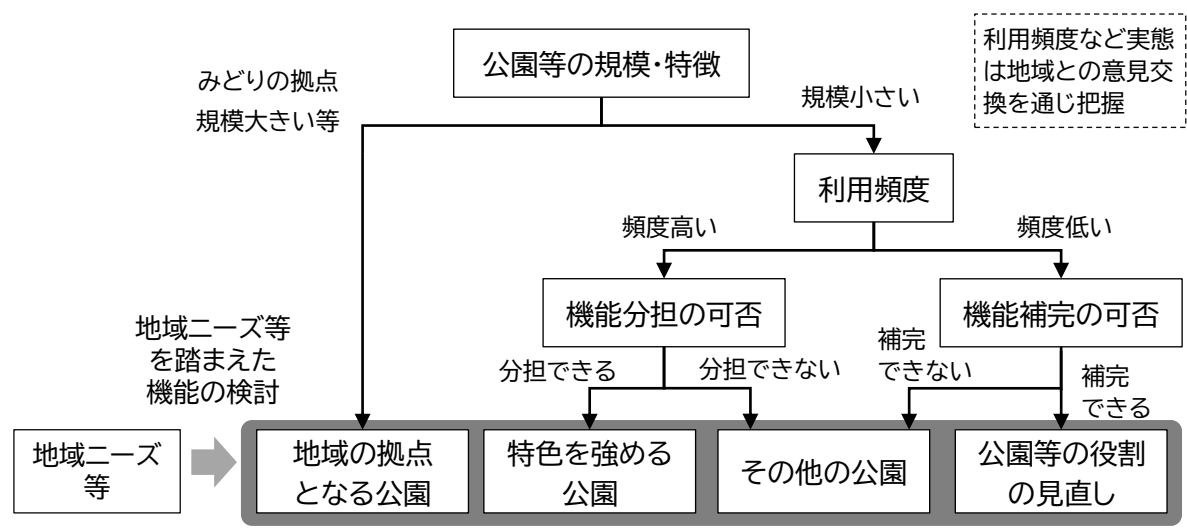
■施策の内容

- ① **地域の拠点となる公園の多機能化・機能の充実** **市民・団体** **行政**
 - ・ 公園等の特徴やニーズを踏まえ、地域に必要な多様な機能を備えるとともに、その公園の機能を発揮するうえで特に重要な機能については拡充に取り組みます。
- ② **小規模な公園の機能分担の推進や役割の見直し** **市民・団体** **行政**
 - ・ 機能分担が可能な場合は、ニーズや各公園等の特徴を踏まえ必要な機能を絞り込む「特色ある公園づくり」に取り組みます。
 - ・ 利用頻度が低く、機能とニーズが一致していない、防犯・防災上の問題がある等の小規模な公園等については、ニーズなどを踏まえ、広場や緑地といったオープンスペースにするなど役割の見直しを図ります。
- ③ **小規模な公園の統廃合による機能の拡充** **市民・団体** **行政**
 - ・ 小規模な公園等の多い地域で、低未利用地がある場合、周囲の既存公園を集約し、利用しやすい公園にする小規模な公園の統廃合について検討を行います。
- ④ **だれもが使いやすい施設の整備** **市民・団体** **行政**
 - ・ インクルーシブの観点によるだれもが使いやすい施設の整備、多様な利用ができる広場など柔軟に使うことのできる施設整備に取り組みます。
- ⑤ **持続可能な施設マネジメントの推進** **市民・団体** **行政**
 - ・ 将来にわたり、良好な状態の公園を維持するため、市全体の施設数量を適正な状態でコントロールするほか、地域間のバランスに配慮した施設配置に努めます。

取組の進め方

各公園等の規模や特徴、利用頻度、周辺の他の公園等との位置関係による機能分担、機能補完の可否を踏まえ、各公園等の位置づけなどの整理を行います。

位置づけ	概要
地域の拠点となる公園	地域ごとのみどりの拠点、規模の大きな公園等については地域の公園利用の拠点となる公園に位置づけます。
特色を強める公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くに他の公園等があるものは、公園機能の分担を図り特色を強める公園として位置づけます。
その他の公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くに他の公園等がないものは、多様な機能を持つ公園として位置づけます。
公園等の役割の見直し	利用頻度の低い小規模の公園等のうち、近くにある他の公園で機能を補える場合、公園等の役割・機能の見直しも含め検討を行います。



■期待される効果

将来にわたり、魅力的でだれもが使いやすい公園づくりを進めるとともに、そうした取組の持続可能性の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 公園が少なく、防災やレクリエーション等の面で新たな公園整備が必要な地域があります。
- ・ 土地利用状況により、新たな公園の整備が困難な地域があります。



■めざす目標像

地域の特徴に応じた方法による、**地域に必要な公園の整備や代替機能の活用と、地域間の公園整備量のバランスを是正。**

■施策の内容

- ① **公的施設や民有緑地の活用による代替機能の活用** **市民・団体** **民間** **行政**
 - ・ 新たな公園整備が困難な地域では、公園類似施設(広場等の公共空地)の積極的な活用や、市民緑地認定制度などによる民有地のみどりの活用や保全など、代替機能による公園等の補完に取り組みます。
- ② **都市計画公園を中心とする計画的な整備の推進** **行政**
 - ・ 都市計画公園の整備のほか、公共施設跡地の活用、開発提供公園の整備も含め、公園の確保に努めます。また、本市において公園を整備する際は、地域と意見交換を行い、整備内容について検討します。
- ③ **周辺の公園等との機能分担など効率的な整備の推進** **市民・団体** **行政**
 - ・ 新たな公園の整備を行う場合は、公園区計画などで示される地域のまちや公園の目標像を踏まえ、地域に求められる機能を整備するなど効率的な整備を進めます。

■期待される効果

地域の実情やニーズを踏まえながら、計画的、効率的な公園等の整備、代替機能の活用を通じ、必要な公園等の確保が進むほか、地域の防災性、自然環境等の改善とともに、本市全体としての公園等の整備水準の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 土地利用状況等の理由により、長期にわたり計画実現できていない都市計画公園・緑地があります。
- ・ 長期未整備になっている箇所では、建築制限等を課す状態になっているほか、社会情勢等の変化に伴い、計画策定時に認められた必要性に変化が生じている可能性があります。



■めざす目標像

長期未整備の都市計画の必要性等を明らかにする「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を作成し、**必要性等の指標の低い計画の変更、必要性等の指標の高い計画の推進。**

■施策の内容

- ① **都市計画公園・緑地見直しガイドラインの策定** **行政**
 - ・ 「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を策定し、その必要性や代替性、実現性等の評価を実施します。
 - ・ 見直し結果を踏まえ、都市計画の変更や計画にもとづく整備実現に取り組みます。

■期待される効果

未整備の都市計画公園・緑地の必要性等を明らかにされます。必要性等が低いと評価された場合の都市計画変更、建築制限の解除と土地の有効活用可能性の向上、必要性等が高いと評価された場合の都市計画実現に向けた整備推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 開発提供公園は、小規模な公園が多く、利用者も限られる傾向があります。
- ・ 新たに整備される開発提供公園の中には、近くに既存公園があり、必ずしも必要性が高いとはいえないものもあります。



■めざす目標像

本市のまちづくりにおける開発提供公園の役割や位置づけを整理するとともに、**開発提供公園の適正化と代替措置等による地域の公園の充実、自主管理による民間緑地広場の魅力向上。**

■施策の内容

- ① **開発提供公園の設置基準・代替措置の検討** **民間** **行政**
 - ・ 開発提供公園の整備を必要とする基準、公園整備に代わる協力金等の代替措置について検討します。
- ② **開発提供公園の管理手法の検討** **民間** **行政**
 - ・ 開発行為を行った民間事業者等が自ら管理する緑地広場などの制度について検討します。

■期待される効果

開発提供公園の新規整備の重要性が大きい地域では、新規整備に代わり供出された協力金を、開発地を含む地域の公園等への還元を行うことで、既存公園の魅力向上に資することが期待されます。また、自主管理を通じた緑地広場の魅力向上等も期待することができます。

■現状

- ・ 従来の行政中心の取組では、公園のもつポテンシャルを十分に発揮できていません。
- ・ 法制度が整えられ、公園の整備運営に民間活力を活用することが可能になっています。
- ・ 上位関連計画において、市庁舎周辺のシビック拠点（シビックゾーン）における官民連携による魅力ある都市環境の創造が定められています。



■めざす目標像

市民ニーズの実現につながる官民連携によるシビックゾーンにおける取組や効果的な維持管理等による、**魅力ある都市環境の創造や公園のにぎわいの創出。**

■施策の内容

- ① **民間活力を活用する公園等活性化の取組の検討** **民間** **行政**
 - ・ 都市の魅力向上や市民ニーズの実現につながる、民間活力の活用方法について検討します。
- ② **シビックゾーンにおける官民連携の魅力ある都市環境創造に向けた取組の推進** **民間** **行政**
 - ・ シビックゾーンにおける、都市の魅力向上や市民ニーズの実現につながる官民連携の取組に向け、サウンディング型市場調査の実施、事業条件の整理に取り組みます。
- ③ **官民連携による効果的な維持管理手法の検討** **民間** **行政**
 - ・ 公園管理と街路樹管理を合わせ行う包括管理業務委託や小規模な公園を含めた指定管理者制度など、官民連携による効果的な公園等の維持管理手法の検討を行います。

■期待される効果

民間事業者のもつノウハウや良質な資本を活用した公園づくりを通じ、行政主導の取組では困難な、公園等を通じたまちの賑わい創出や都市魅力の向上、効果的な維持管理の実現等につながることが期待されます。

第5章 計画の推進方法

1) 協働による公園づくりの体制

上位計画である「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における考え方にもとづき、市民・団体、民間事業者、行政それぞれの特性を活かして、役割分担しながら、あらゆる主体との協働による公園づくりに取り組むことをめざします。

なお、市民・団体、民間事業者、行政は、小学校区等の地域単位で公園区協議会の設置に努め、各地域で作成された公園区計画の推進や今後の見直しに取り組みます。

(1) 各主体の役割

①市民・団体

市民は、「地域主体の公園づくり」の主役として、地域のまちや公園の問題を見出すとともに、市民一人ひとりのもつ経験や知識、行動力を活かすことにより、問題解決や目標実現の担い手となるとともに、地域の各主体とともに公園区計画の作成に努めます。

団体は、地域の市民に対して、地域に密着した公園づくりの取組への参画のきっかけを提供し、地域の意見を反映した公園区計画の作成に努めます。また、情報誌や回覧、ホームページ等の媒体を用いて、地域全体へ情報を提供し、地域の市民の理解を深めます。

②民間事業者

民間事業者は、地域社会を構成する一員として、公益的社会貢献活動が公園づくりに果たす役割を理解し、自らの事業や活動による専門的な技術・知識などを活かしたサービスの提供などによる公園づくりに参画することが期待されます。

③行政

行政は、利用の圏域やサービスの提供範囲が公園区等の区域をまたぐ都市基幹公園などの広域的な事項については、多様な主体が関与することなどを踏まえ、行政がより総合的な観点から調整していく必要があります。

上位計画や本計画にもとづき公園等を適切に整備運営するとともに、協働による公園づくりへの市民・団体、民間事業者の参画を促しながら、各主体のサポート、コーディネートを行うとともに、各地域での公園区計画の作成に取り組みます。

また、公園づくりを通じ、地域がめざすまちの姿を実現する取組は、子育てや健康、教育や福祉、防災、産業、自然環境など幅広い事業分野に関わるものになることが想定されます。従来の公園河川課を中心とする取組にとどまらず、必要に応じて本市の各部署が横断的に連携し、密な事業協力や情報共有などを伴う全庁的な体制で、計画推進に取り組めます。

2) ローリングによる計画の推進

本計画にもとづく施策、事業にあたっては、「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における進行管理の考え方にもとづき、その手法や効果を定期的に評価する PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、本計画は策定することがゴールではなく、進行管理による取組の評価や各地域において作成される公園区計画の内容を踏まえ、本計画の内容の見直しを行うローリング型の計画運用をめざします。

資料編

1) 上位関連計画等の整理

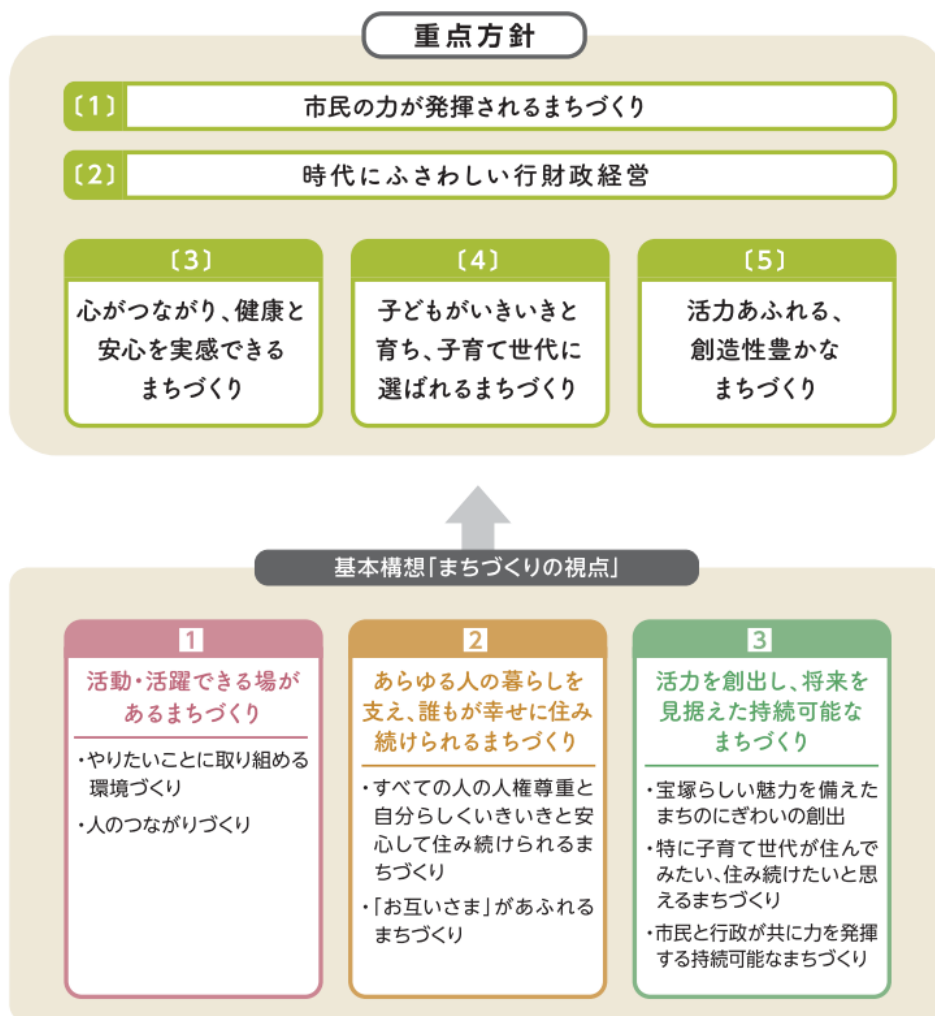
(1) 第6次宝塚市総合計画（計画期間2021～2030年度）

<基本構想>

- 基本構想において、スローガン「わたしの舞台は たからづか」を定め、市民が主体となり、「こどもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わることが必要であり、『やりたい』ことができる環境を創り出し、まちを若返らせ、多くの市民が『つながり』を持てるようになることが大切」という、めざすまちづくりの方向性を示している。

<まちづくりの視点>

- 10年後、20年後の本市が抱える問題等に対応するため、基本構想に掲げる3つの重要なまちづくりの視点をもとに、特に重点的・分野横断的に取り組む重点方針を定める。



<5つの重点方針の方向性>

- 10年後、20年後の本市が抱える課題等に対応するため、「基本構想」に掲げる3つの重要なまちづくりの視点をもとに、特に重点的・分野横断的に取り組む重点方針を定める。本方針を踏まえ、選択と集中による施策・事業展開を図る。

重点方針	方向性
(1) 市民の力が発揮されるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた地域コミュニティ活動を推進します。 ・ 本市の魅力や課題などを情報発信し、まちづくりに関心を持つ市民との連携を促進します。 ・ 学びを通して、地域や社会に関心を持ち、まちづくりにも生かせるよう、生涯学習の場を充実させます。 ・ オープンデータ化を進め、まちづくり活動に必要な情報を共有化します。 ・ まちづくりに関心のある人や自分の能力を生かしたい人と課題を抱える人とのつながりづくりを進めるとともに、まちづくりの担い手の育成を支援します。 ・ 地域コミュニティ等におけるリモート化、デジタル化の取組を推進します。
(2) 時代にふさわしい行財政経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策の有効性を高めるため、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進します。 ・ 質の高いサービスの提供と効率性の向上に向け、ICT を積極的に導入・活用します。 ・ 様々な課題に対応できるよう、市民との協働や民間活力の活用、他自治体等との広域連携を推進します。 ・ 災害時や感染症蔓延時にも通常と同じように業務が継続できる環境整備を推進します。 ・ 組織の枠組みを超えた分野横断的な視点を持った取組を推進します。 ・ 協働の推進やスマート自治体への展開に対応できる専門性や能力を持った人材の育成や機能的で連携の取れた組織体制の整備に取り組みます。
(3) 心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる世代の人の生活の質（QOL）の向上と、健康寿命の延伸が図れるように、地域活動や就労、スポーツなどを通じた生きがいづくりや、介護・疾病予防活動等のエイジフレンドリーシティの取組などを推進します。 ・ すべての人にやさしい安全で快適な道路環境やバリアフリー化などによる交通環境の整備を推進します。 ・ 地域の特性に応じた公共交通や新たな移動手段の確保により、誰もが移動しやすい環境づくりに取り組みます。 ・ 「支え手」「受け手」という関係性を越えて、誰もが主体的に参画できる地域社会づくりを推進します。 ・ 社会的な孤立を防ぎ、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、関係機関における制度・分野の横断的な連携を強化し、一生涯を支える切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。 ・ 災害や感染症の蔓延に備え、自助・共助の体制づくりの支援に取り組みます。
(4) こどもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来を担うこどもがたくさん遊びや学びを経験し、将来の夢や希望を持って、心豊かにいきいきと育つ環境づくりをこどもの権利を尊重する視点に立って推進します。 ・ 地域社会全体の子育て意識を向上させ、安心してこどもを産み、楽しく子育てできる環境づくりを推進するとともに、配慮が必要なこどもと家庭への支援や貧困対策、仕事の両立支援などに妊娠期から切れ目なく取り組みます。 ・ 子育て世代にも選ばれる魅力的な柔軟きょうの形成に取り組みます。 ・ 家庭や地域と連携しながら、こどもの「生きる力」を育成するとともに、学校園、教職員の教育力の向上を図り、各学校園の特色ある教育や ICT 環境をはじめとする教育環境の充実に取り組みます。

<p>(5) 活力あふれる、創造性豊かなまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーションを創出する事業者の育成や事業者・支援機関・市民との交流・連携、魅力的な資源の情報発信など、創造性豊かなまちの実現に向けた取組を推進します。 ・ 観光や商工業、農業などの振興による働く場の創出と、ライフスタイルに応じた多様な働き方を推進します。 ・ 女性が自らの希望によって多様な働き方を選択でき、輝ける社会の実現に向けた取組を推進します。 ・ 誰もがいつでも文化芸術に触れ、楽しめる環境づくりや、観光や商工業、農業、福祉、教育などの関連分野との連携により、文化芸術を公共的なまちの課題解決に生かす取組など、文化芸術であふれるまちの実現に向けた取組を推進します。 ・ 感染症が蔓延しても、地域経済の再生に向けた対策を推進するとともに、デジタル技術の導入などにより産業の競争力やリスク対応力の向上を推進します。
-------------------------------	--

- ・ 環境部門における部門のめざすまちの姿として「豊かで美しい環境を育むまち」とし、その実現のため、緑化・公園の目標を「まちを彩り、ゆとりを与える「みどり」」の整備が進み、住む人、訪れる人を魅了しているとともに、地域ニーズに合った活動の場として公園の魅力が増している」とする。

(2) 宝塚市都市計画マスタープラン（計画期間 2022～2031 年度）

- ・ 都市づくりの方向性として、(1) 多様なライフスタイルが実現できる都市づくり、(2) 住まいとしての魅力が感じられる都市づくり、(3) 様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり、(4) 緑豊かな環境が持続する都市づくり、(5) 安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり、(6) 多様な主体の協働による都市づくり が定められている。
- ・ 都市施設整備等の方針のうち、都市公園については「宝塚しみどりの基本計画に基づき、必要な公園や緑地の整備を推進するとともに、住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえながら、公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上を推進します。」「公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する（仮称）パークマネジメントプランを作成し、適切に都市公園の整備を推進します。」

(3) 宝塚しみどりの基本計画（改定版）（計画期間 2022～2031 年度）

- ・ 宝塚市総合計画を踏まえ、基本理念として、キャッチフレーズを「みんなでつくる 花と緑の夢舞台」とする。基本理念を実現するみどりの将来像を定めている。

●みどりの将来像（宝塚しみどりの基本計画（改定版））

<p>①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もがずっと住み続けたい、子育て世代が移り住みたいと思える魅力的なまちとして、豊かな自然や、住宅を彩るみどりがまちを包み込んでいる。 ・ 道沿いや駅前などにおいて適正に管理された草木や花があふれ、快適で楽しい道路環境が保全されている。 ・ 河川の治水機能の向上とともに河川と周辺のみどりが、休憩や散策の場として、うるおいと安らぎある水辺空間を形成している。 ・ 火災時の延焼防止など災害拡大を防止する街路樹や川沿いのみどりのほか、緊急時の避難場所や避難経路となる公園・緑地が充実している。
-------------------------------------	---

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者が、公園・緑地を活用して、仲間づくりや健康づくり活動に取り組んでいる。 ・ みどりの管理や整備に関わることで、こころの健康づくりや生きがいがづくりになり、あらゆる世代において安心できる健やかな暮らしができています。 ・ 憩いの場として、花とみどりの景観を楽しみながら、誰もがいつでも安心して過ごすことのできる公園・緑地が身近にある。
③「こどもの生きる力が育つまち」のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちが、豊かな自然や文化に触れ、異世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。 ・ 花とみどりがあふれる公園・緑地でこどもたちが元気に走りまわり、まわりのベンチでその様子を見守る保護者が休憩している。 ・ 学校や家庭、地域において花植えなどのみどりに関する活動を通じて、児童、生徒が「ふるさと宝塚」への誇りや愛着を育んでいる。 ・ 様々な人が、交流を通して子育てに関する情報交換の場などに、公園・緑地を活用している。
④「豊かで美しい環境を育むまち」のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山々と河川が織りなす自然景観や北部地域の農村・田園景観、芸術文化に育まれた景観、それぞれが調和した宝塚らしい景観が保たれ、魅力を増している。 ・ 自然とのふれあいや学びを通して、市民の環境への関心が高まり、生物多様性が保全されるとともに、人の営みと自然がつながっている。 ・ まちの美化活動等により、公園・緑地が美しく管理されている。 ・ 維持管理で発生する剪定枝などがリサイクルの観点から、資源として活用され、循環型社会づくりが進んでいる。
⑤「宝塚らしい」にぎわいと文化芸術があふれる、創造性豊かなまちのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花とみどりに囲まれた市内の観光資源に、多くの人が訪れ、にぎわっている。 ・ 「花き・植木」や「西谷野菜」など宝塚産の農作物のブランド化が進み、農業を志す人が増えるとともに、市民が身近に「農」のみどりに触れている。 ・ 宝塚ならではの産業の活性化、起業・創業により、花とみどりあふれるまちなかで買い物する人や働く人が増えている。 ・ 多くの人が、宝塚の花き園芸にふれるために訪れている。

【基本方針と施策】

- ・ 基本理念等を実現するため、「守り・伝える」、「環境をつくる」、「活用する」、「協働で管理する」の4つの基本方針が位置づけられ、さらに基本方針に対応した基本施策、重点施策を定めている。
- ・ 公園緑地に関するところでは、基本方針2において「住みたくなるみどりの環境づくりを進める」、基本方針3において「まちの魅力づくりに緑を活用する」、基本方針4において「多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する」が位置づけられている。
- ・ 基本施策において、市民ニーズや地域特性を反映した街区公園の再整備など「身近な公園・緑地の再編・リニューアル」、市民や団体、事業者の協働による身近なみどりの保全・創出など「多様な手法によるみどりの保全・創出、拠点となるみどりの創出」、道路や河川沿いにおける地域の個性や魅力溢れる緑化空間の整備など「公的空間の緑化」等が定められている。
- ・ 基本施策を踏まえた重点施策において、市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・管理・運営と、街路樹の適正な管理、みどりに関わる人を増やす取組を位置づけている。

1. 基本方針と基本施策

●住みたくなるみどりの環境づくりを進める

《基本方針》

市民ニーズを反映した公園・緑地の機能再編や駅前・道路沿いなどに緑化空間を創出することで、暮らしに憩いとやすらぎを与えるみどり豊かな環境づくりを進めます。

また、異常気象による市民生活への影響を緩和し、自然災害の未然防止にも寄与するみどりの保全や整備により、安全安心を確保し、住みたくなるみどりの環境づくりを進めます。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(2)-1.身近に楽しめるみどりの創出

■身近な公園・緑地の再編・リニューアル

- ・身近な公園・緑地の機能再編や適性配置への取組。
- ・「宝塚市公園施設長寿命化計画」に基づく効率的で効果的な遊具等の修繕、改築の推進。
- ・市民ニーズや地域特性を反映した街区公園の再整備。

■多様な手法によるみどりの保全・創出

- ・緑地協定締結等による地域の特色となるみどりの保全・創出。
- ・市民や団体、事業者の協働による身近なみどりの保全・創出。

(2)-2.拠点となるみどりの創出

■拠点となるみどりの創出

- ・市役所周辺のシビック拠点における、魅力ある都市環境の創造とにぎわいの拠点創出。
- ・北雲雀さぎの森緑地一帯における、まち山の保全、活用拠点創出。
- ・宝塚自然の家周辺における、生物多様性の保全、活用の拠点創出。
- ・公園・緑地の整備、再整備による地域拠点創出。

■みどりのネットワークづくり

- ・JR 宝塚駅及び阪急宝塚駅近接エリアにおける文化、観光に寄与するみどりのネットワークづくり。

(2)-3.花とみどりの快適環境づくり

■公的空間の緑化

- ・道路や河川沿いにおける地域の個性や魅力溢れる緑化空間の整備。
- ・駅前広場における緑化団体と連携した花とみどりの空間整備。

(2)-4.安全・安心に資するみどりの確保

■災害時の避難場所等の確保

- ・公園・緑地への防災倉庫の整備など、災害時における避難場所等の確保。
- ・公園への再生可能エネルギーの導入

■異常気象や自然災害の被害の緩和

- ・土砂流出の抑制など、安全なまちづくりに寄与する都市近郊の自然緑地の保全・育成。
- ・グリーンインフラの観点から、道路や公園等における透水性舗装や緑化ブロック舗装の導入。

●まちの魅力づくりにみどりを活用する

《基本方針》

花き園芸のまちとして、農地や落ち着いた雰囲気のある建造物と一体になった歴史的・文化のみどりを、まちの魅力づくりに活用します。

また、こどもの自然学習やレクリエーション、健康づくり、地域交流の場となるほか、市民の安全・快適な生活を支える資源としてもみどりを活用します。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(3)-1.多様なみどりのニーズへの対応

■レクリエーションへの活用

- ・市民が河川やため池などの水辺に親しめる潤いある水辺環境づくりの推進。
- ・宝塚文化芸術センター庭園でのイベント等の開催による交流やにぎわいの創出。
- ・地域のみどりの利活用促進。
- ・既存公園・緑地の利活用促進。

■自然学習・環境学習への活用

・北雲雀きずきの森緑地において、生物多様性の保全に配慮しながら市民が親しめるまち山としての環境整備推進。

●多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する

《基本方針》

宝塚らしいみどりとして、また持続的で健全なみどりとして、みどりの質を高める適切な管理を行います。その際は、地域や設置空間にふさわしい管理により、多様な主体との協働で取り組みます。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(4)-1.適切な管理の実施

■街路樹等の管理

- ・地域の意見を踏まえた街路樹管理計画の作成と維持管理の推進。
- ・街路樹等により不備が発生している歩道の改修。

(4)-2.協働の仕組みづくり

■情報発信、P R、技術支援の実施

- ・みどりに関わる人の交流の場、学習の場の提供による、知識や技術力の向上。
- ・ボランティア団体の活動情報発信と緑化に関する情報提供の推進。

■組織の構築、育成

- ・市民やボランティア団体の協力を得た持続可能な組織のあり方の構築。
- ・既存ボランティア団体の活動支援と自発的、自主的に提案を行うボランティア団体等の育成。

(4)-3.協働による取組の推進

■市全域での取組

- ・市民や事業者など、多様な主体の協働によるみどりの管理、運営などの活動促進。
- ・誰もが自由に花や木を植え、育て、管理ができる場の提供などの情報発信。
- ・緑化団体との協働による市内緑化の推進。

■公園での取組

- ・公園アドプト制度などの市民ボランティアと行政のパートナーシップによる公園の維持管理の推進。

2. 重点施策

●市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理

本市には、地域のニーズに適合せず、あまり利用されていない公園も見られます。様々な主体の協働による整備・運営・管理について考え、利用しやすい公園として、また地域にとって魅力的な場所として利用されるよう重点的に取り組みます。

①都市計画公園・緑地の見直し

②小規模公園の再編・再整理の検討

③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討

●街路樹の適正な管理

街路樹は、市民が日常的に目にするみどりであり、真夏には木陰をつくるなど、市民生活にもっとも身近なみどりといえます。しかし、配置や管理が不十分なため魅力的といえない街路景観も見られることから、市民や沿道の事業者など、多様な主体との協働により、街路樹の適正な管理を進めます。

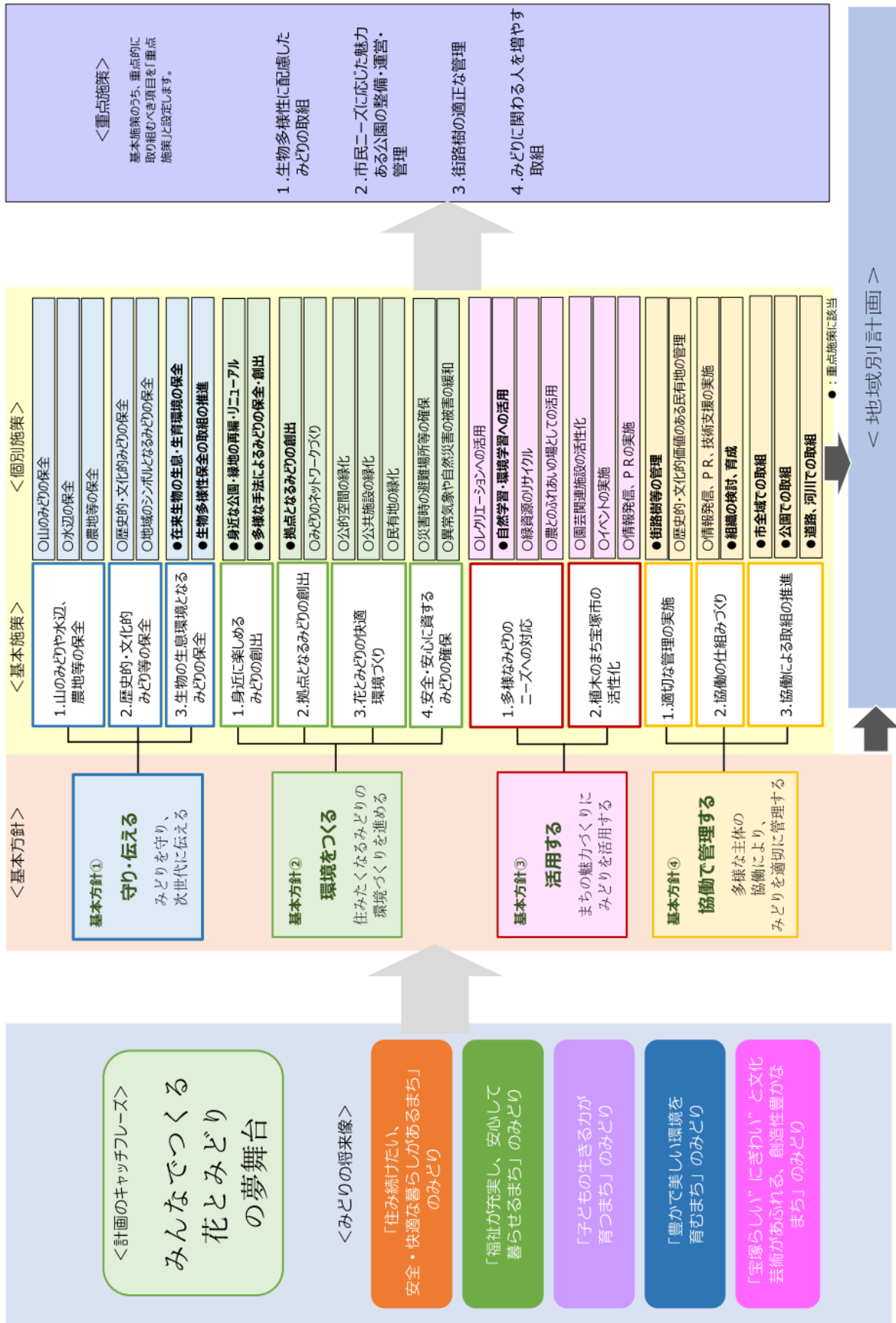
●みどりに関わる人を増やす取組

みどりの将来像の実現に向け、みどりのまちづくりを進めるには様々な主体との連携が求められます。「みどりに関わる人を増やす取組」は、全ての重点施策に係わる、最も重要な施策といえます。

本市はこれまでも、まちづくり協議会や自治会、ボランティア団体、事業者など様々な主体と連携し、みどりのまちづくりを推進してきました。今後は、協働によるみどりのまちづくりの更なる推進のため、効果的な情報提供や、活動に係わる人を広げる取組、多様な世代が参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

また、様々な主体と連携協力したみどりのまちづくりを進め、より良いみどりのあり方について検証していきます。

●宝塚市みどりの基本計画（改定版）における計画の体系



2) 公園等の整備・管理及び利用に係る市民意向

(1) 市民意向調査の概要

2024年3月中旬から4月中旬にかけ、郵送による市民向けアンケート、団体向けアンケート、学校・保育園を通じたこども及び子育て層向けアンケートを実施し、合計4,643名の市民、67団体から回答をいただきました。

市民意向調査の実施概要

調査方法	概要	調査対象	配布・回収数
市民向けアンケート	公園の利用状況や整備・管理に関する評価、今後の公園のあり方、街路樹の整備・管理に関する評価、市民協働の取組への参加状況等に関する調査票を郵送で配布・回収（一部Web回答あり）	15歳以上（中学生を除く）の市民。公園区別・年齢層別の居住者数をもとに無作為抽出	回収 808 票/配布 2,000 票 (回収率 40.4%)
こども・子育て層向けアンケート	公園の利用状況や整備・管理に関する評価、使いたい公園のイメージや使いたい施設に関する調査をWeb形式で実施。調査協力依頼は学校・保育所を通じ実施	市内在校の小学2年生・5年生、中学2年生	回収 2,086 票/配布 5,650 票 (回収率 36.9%)
		上記児童・生徒の保護者、保育園児・こども園児の保護者	回収 1,749 票/配布 7,163 票 (回収率 24.4%)
団体向けアンケート	公園の利活用状況や利活用の内容、今後の利活用の意向に関する調査票を郵送または宝塚市社会福祉協議会の窓口を通じ配布・回収	公園利活用の担い手となることが期待される公園アドプト団体、子育て団体、市民団体、事業者等の地域・市民団体	回収 67 票/配布 140 票※ (回収率 47.9%)

(2) 主な回答結果

① 市民向けアンケート

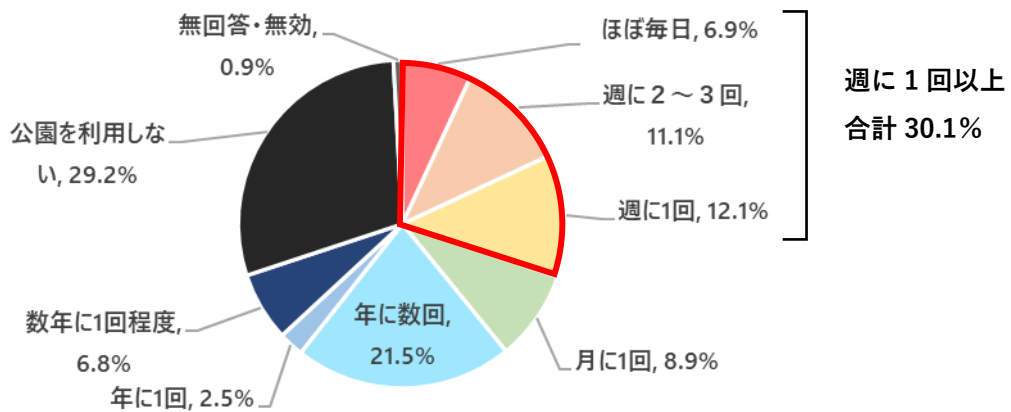
1. 主に一般的な公園等の利用状況

● 一般的な公園の利用頻度

設問 お住まい周辺の公園にどのくらいの頻度で利用しますか？

(1つだけに○を付けてください)

① ほぼ毎日	② 週に2～3回	③ 週に1回	④ 月に1回
⑤ 年に数回	⑥ 年に1回	⑦ 数年に1回程度	⑧ 公園を利用しない



公園の利用頻度 (回答者数 808 人)

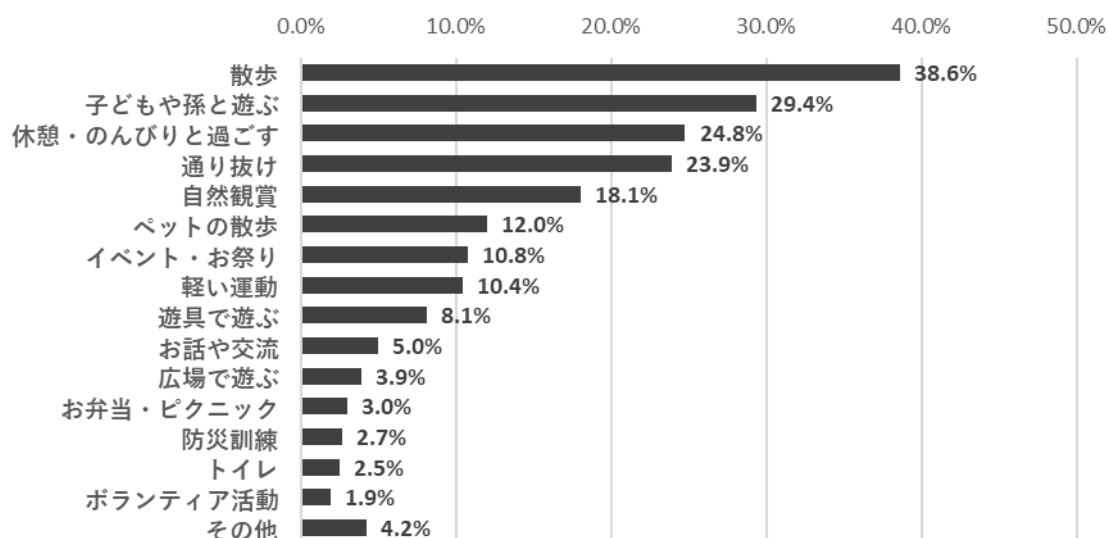
- 週に1回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、15歳以上の市民(注)のうち30.1%の人々で、公園を利用しないという人も同程度存在します。

注：ここでは、市民向けアンケートの回答者である15歳以上(中学生を除く)の市民を意味します。また、別途、こども向け、子育て層向けアンケートも実施しています。

●公園の主な利用内容（複数回答）

設問 前問で①～⑦と答えた方に質問です。お住まい周辺の公園ではどんなことをして過ごしますか？（あてはまるもの3つまで○を付けてください）

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| ①休憩・のんびりと過ごす | ②お話や交流 | ③自然観賞 |
| ④散歩 | ⑤子どもや孫と遊ぶ | ⑥ペットの散歩 |
| ⑦通り抜け | ⑧遊具で遊ぶ | ⑨広場で遊ぶ |
| ⑩軽い運動 | ⑪お弁当・ピクニック | ⑫ボランティア活動 |
| ⑬トイレ | ⑭イベント・お祭り | ⑮防災訓練 |
| ⑯その他（ | | ） |



公園の利用方法（回答者数 565 人）

- 前問で公園を年に1回以上利用すると回答された方を対象に、公園の利用方法をたずねたところ、最も多いのが「散歩」（全体の38.6%）で、次いで「子どもや孫と遊ぶ」（同29.4%）、「休憩・のんびりと過ごす」（同24.8%）、「通り抜け」（同23.9%）となっています。

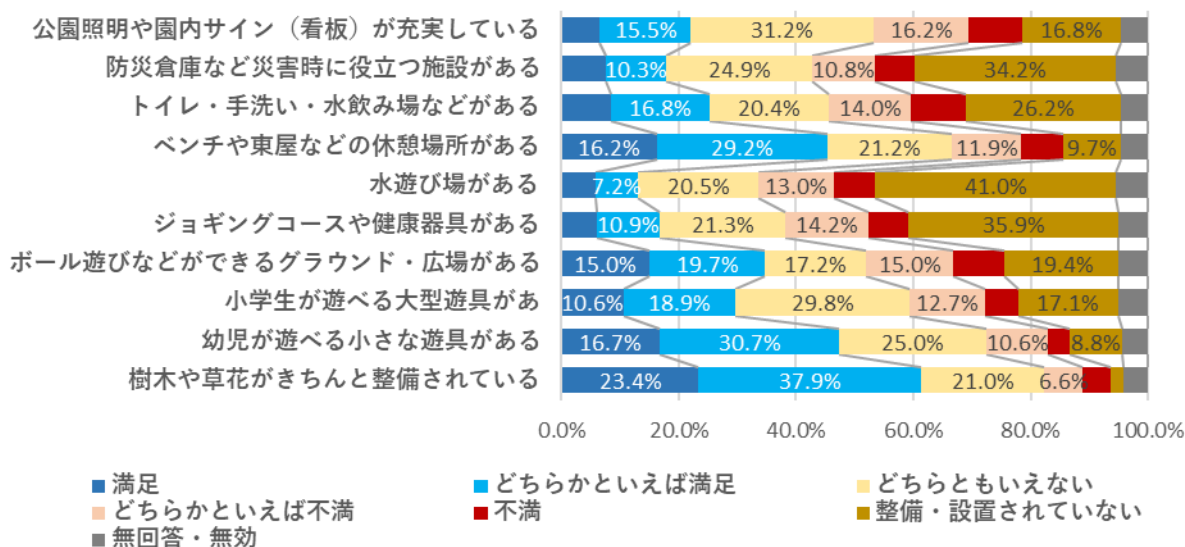
2.公園等の整備・管理に関する評価

●整備状況に関する評価

設問 お住まい周辺の公園の整備状況についてどう思いますか？

(各項目 1～6 のどれかに○を付けてください。なお、6はその公園に当該施設などがない場合に○を付けてください)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらと もいえな い	どちらか といえば 不満	不満	整備・設 置されて いない
①樹木や草花がきちんと整備されている	1	2	3	4	5	6
②幼児が遊べる小さな遊具がある	1	2	3	4	5	6
③小学生が遊べる大型遊具がある	1	2	3	4	5	6
④ボール遊びなどができるグラウンド・広場がある	1	2	3	4	5	6
⑤ジョギングコースや健康器具がある	1	2	3	4	5	6
⑥水遊び場がある	1	2	3	4	5	6
⑦ベンチや東屋などの休憩場所がある	1	2	3	4	5	6
⑧トイレ・手洗い・水飲み場などがある	1	2	3	4	5	6
⑨防災倉庫など災害時に役立つ施設がある	1	2	3	4	5	6
⑩公園照明や園内サイン(看板)が充実している	1	2	3	4	5	6



市民による公園の整備状況に関する評価 (回答者数 808 人)

- ・ 樹木や草花、ベンチや東屋などの休憩所、幼児が遊べる小さな遊具等について、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多くなっています。

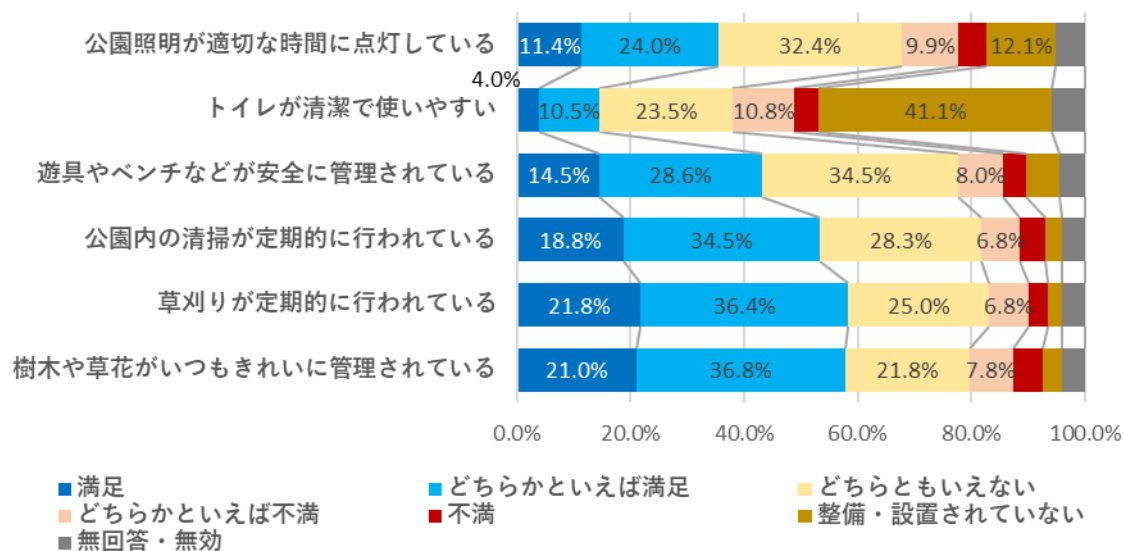
- 一方、水遊び場、ジョギングコースや健康器具、防災倉庫など災害時に役立つ施設等については、肯定的な評価を持っている市民が比較的少なく、近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

●管理状況に関する評価

設問 お住まい周辺の公園の管理状況についてどう思いますか？

(各項目1~6のどれかに○を付けてください。なお、6はその公園に当該施設などがない場合に○を付けてください)

	満足	どちらかといえば満足	どちらともいえない	どちらかといえば不満	不満	整備・設置されていない
①樹木や草花がいつもきれいに管理されている	1	2	3	4	5	6
②草刈りが定期的に行われている	1	2	3	4	5	6
③公園内の清掃が定期的に行われている	1	2	3	4	5	6
④遊具やベンチなどが安全に管理されている	1	2	3	4	5	6
⑤トイレが清潔で使いやすい	1	2	3	4	5	6
⑥公園照明が適切な時間に点灯している	1	2	3	4	5	6



市民による公園の管理状況に関する評価 (回答者数 808 人)

- 清掃や草刈、樹木や草花の管理状況等について、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多くなっています。
- 一方、トイレの管理状況については、肯定的な評価を持っている市民が比較的少なく、自宅等の近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

3.狭小公園の利用状況と今後のあり方

【狭小公園について】

狭小公園とは、ベンチや小さなスプリング遊具しかないような小規模な公園のことです。

市内には狭小公園が近所にいくつもあるところがあり、これらの公園は、公園の魅力が乏しく利用頻度が低い傾向にあります。このような狭小公園の課題に対応するため、近くの狭小公園に特徴を持たせる考え方(子ども向け遊具に特化した公園、健康遊具に特化した公園等)や、狭小公園を統合し大きな公園を作るという考え方があります。



狭小公園のイメージ

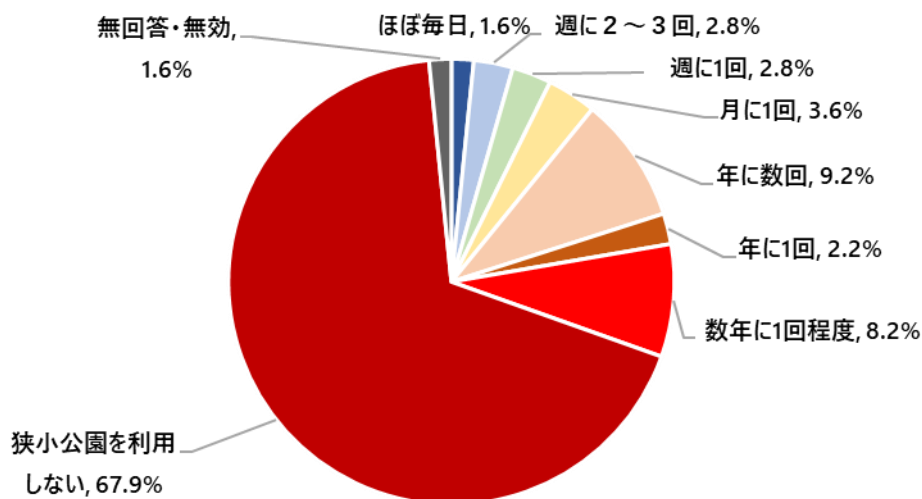
市では、こうした考えのもと、狭小公園の再編・再整備について検討したいと考えています。

●狭小公園の利用状況

設問 お住まい周辺の狭小公園はどのくらいの頻度で利用しますか？

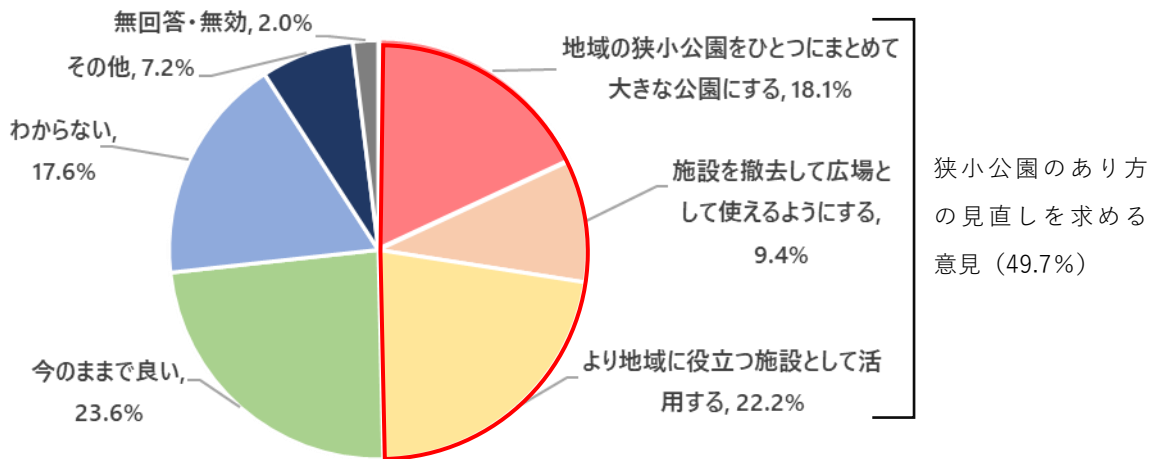
(1つだけに○を付けてください)

- | | | | |
|-------|---------|----------|-----------|
| ①ほぼ毎日 | ②週に2～3回 | ③週に1回 | ④月に1回 |
| ⑤年に数回 | ⑥年に1回 | ⑦数年に1回程度 | ⑧公園を利用しない |



市民による狭小公園の利用頻度 (回答者数 808 人)

- ・ 狭小公園について、市民の 67.9%は利用しないと回答しています。このことから、その他の一般的な公園の利用状況と比較し、狭小公園の利用は少ないことが示されています。



市民による今後の狭小公園のあり方に関する意見 (回答者数 808 人)

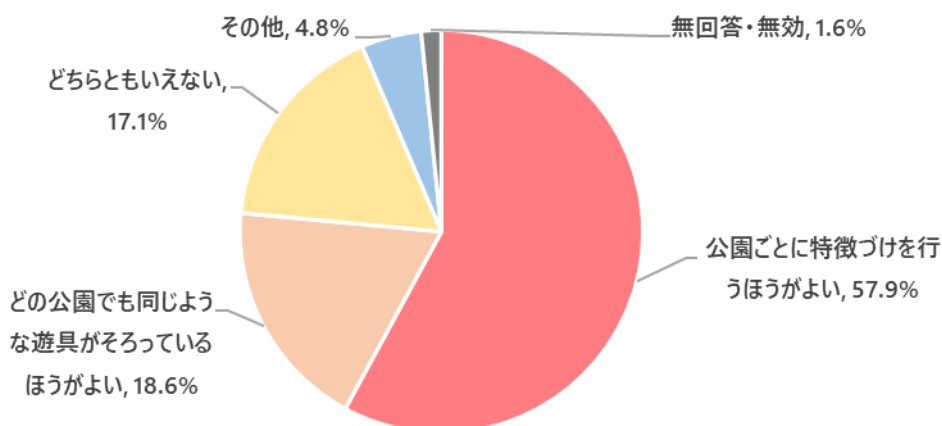
- ・ 「地域の狭小公園をひとつにまとめて大きな公園にする」、「より地域に役立つ施設として利用する」等の狭小公園のあり方の見直しを求める意見が全体の 50% 近くにのぼる一方、「今のままで良い」という意見も 23.6% あります。

4.機能分担や公園利用ローカルルールなど今後の公園のあり方

●公園の特徴づけなどのあり方

設問 同じような遊具がそろった公園が近いところにあると、公園の魅力が乏しく、あまり公園が利用されていないようなところもあります。そうした公園については、公園ごとに「大人向けの健康器具やベンチがある公園」、「子ども向けの遊具や広場がある公園」など、特徴を持った公園づくりを行う考え方があります。この考えについてどう思われますか？ (1つだけに○を付けてください)

- ①公園ごとに特徴づけを行うほうがよい
- ②どの公園でも同じような遊具がそろっているほうがよい
- ③どちらともいえない
- ④その他 ()



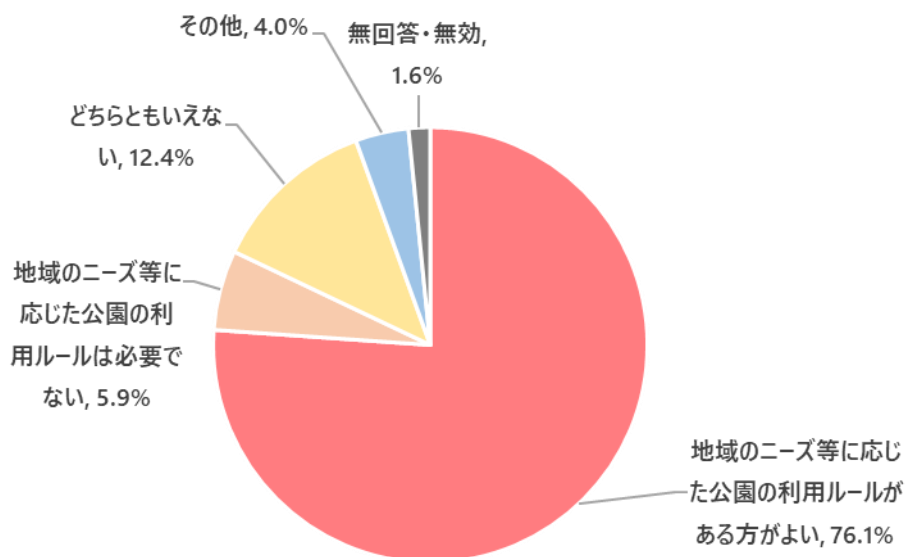
市民による公園の特徴づけなどのあり方に関する意見 (回答者数 808 人)

- ・ 「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」という意見が最も多く、57.9%の市民が回答しています。

●地域の公園利用ローカルルール

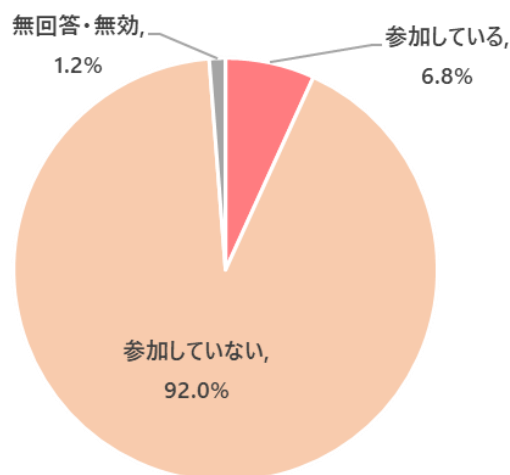
設問 公園の中にはボール遊び禁止などの利用ルールがある公園もあります。そうした利用ルールについて、地域のニーズや課題に対応した利用ルール「ローカルルール」を定めて柔軟な公園の使い方を展開するという考え方もあります。こうしたローカルルールについてどう思われますか？（1つだけに○を付けてください）

- ①地域のニーズ等に応じた公園の利用ルールがある方がよい
- ②地域のニーズ等に応じた公園の利用ルールは必要でない
- ③どちらともいえない
- ④その他（ ）



市民による地域の公園利用ローカルルールに関する意見（回答者数 808 人）

- ・ 地域のニーズや課題に対応した利用ルール（ローカルルール）について、「ある方がよい」という意見が最も多く、76.1%の市民が回答しています。



市民協働による公園管理への参加状況（回答者数 808 人）

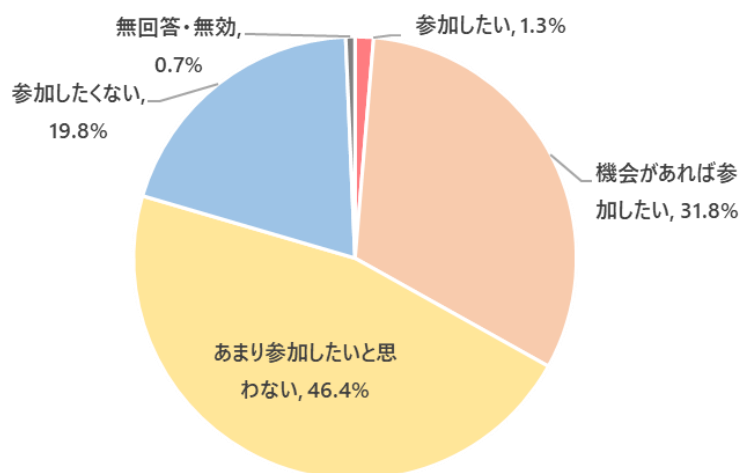
- 市民協働による公園の清掃や除草等への参加について、「参加していない」という意見が多く、92.0%の市民が回答しています。

●市民協働による公園管理への今後の参加意向について

設問 前問で「②参加していない」と答えた方に質問です。今後、公園アドプト団体や緑化団体等の取組に参加したいと思いますか？

（1つだけに○を付けてください）

- | | |
|----------------|--------------|
| ①参加したい | ②機会があれば参加したい |
| ③あまり参加したいと思わない | ④参加したくない |



市民協働による公園管理への今後の参加意向（回答者数 705 人）

- 前問で参加していないと回答された 705 人のうち、最も多い回答が「あまり参加したいと思わない」（全体の 46.4%）で、「参加したくない」という回答と合わせ、全体の 66.2%の市民が公園での市民協働の取組について消極的な意向をもっています。

5.街路樹の整備・管理に関する評価

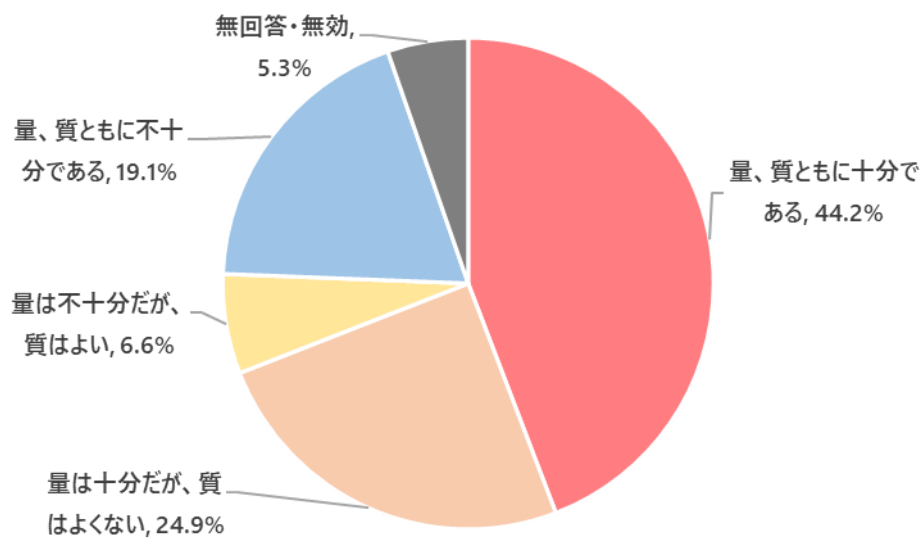
※ご注意ください。

本アンケート調査の対象とする街路樹とは、歩道上にある中高木（概ね 3m以上）や道路の端にある中高木のことです。

●街路樹の量と質など全体的な評価

設問 街路樹の量（本数や間隔）と質（剪定状況や育成状況）についてどのような印象を持っていますか？（1つだけに○を付けてください）

- | | |
|---------------|----------------|
| ①量、質ともに十分である | ②量は十分だが、質はよくない |
| ③量は不十分だが、質はよい | ④量、質ともに不十分である |



市民による街路樹の量と質に関する評価（回答者数 808 人）

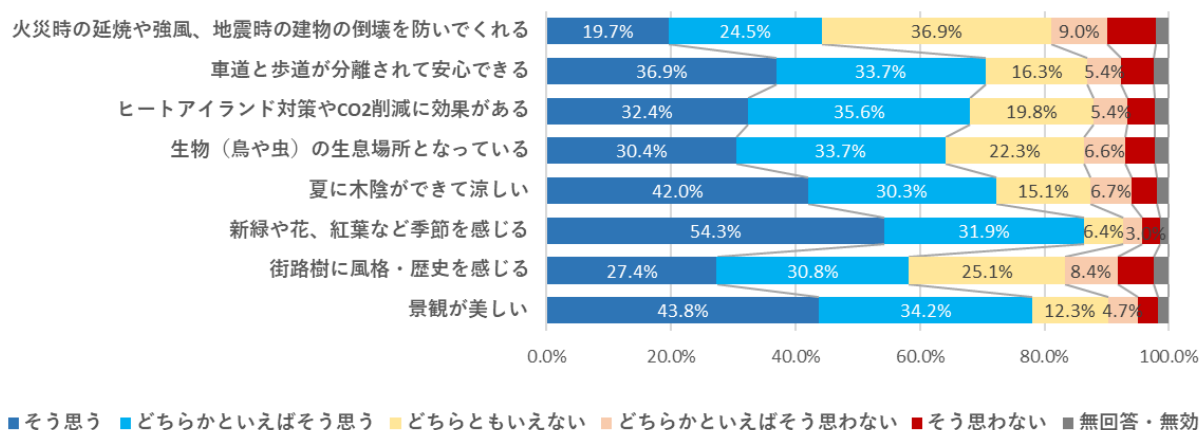
- 宝塚市内の街路樹の本数、管理状況など量と質についての評価では、「量、質ともに十分である」という意見が最も多く、44.2%の市民が回答しています。

●街路樹の役割や機能に関する評価

設問 街路樹について良いと感じることは何ですか？

(各項目 1～5 のどれかに○を付けてください)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない
①景観が美しい	1	2	3	4	5
②街路樹に風格・歴史を感じる	1	2	3	4	5
③新緑や花、紅葉など季節を感じる	1	2	3	4	5
④夏に木陰ができて涼しい	1	2	3	4	5
⑤生物(鳥や虫)の生息場所となっている	1	2	3	4	5
⑥ヒートアイランド対策やCO2削減に効果がある	1	2	3	4	5
⑦車道と歩道が分離されて安心できる	1	2	3	4	5
⑧火災時の延焼や強風、地震時の建物の倒壊を防いでくれる	1	2	3	4	5



市民による街路樹の役割や機能に関する評価 (回答者数 808 人)

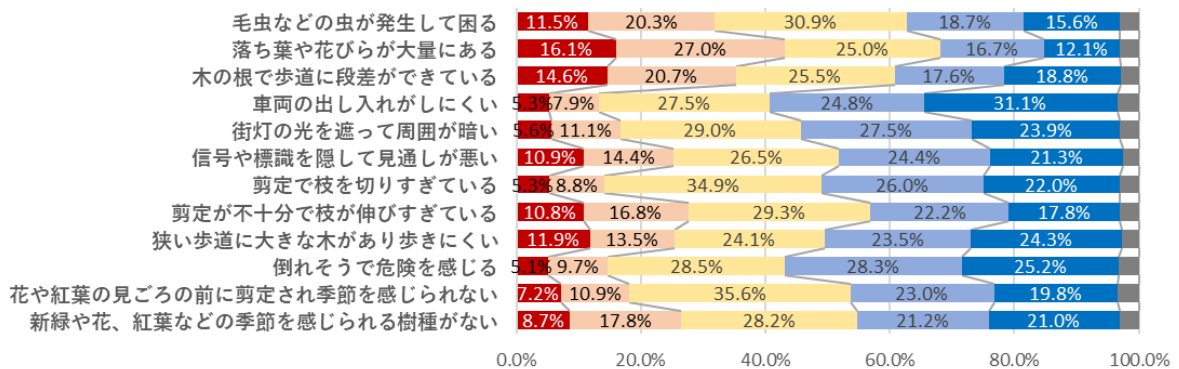
- 街路樹についてよいと感じるところをたずねたところ、多くの項目について共通して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という肯定的な印象を持っている市民が比較的多くなっています。うち、「新緑や花など季節を感じる」、「景観が美しい」などの項目では、肯定的な印象を持っている市民が全体の7割を超えています。
- 一方、「火災時の延焼や強風、地震時の建物の倒壊を防いでくれる」等の項目については、肯定的な意見を持つ市民が比較的少なく、「どちらともいえない」という意見が多くなっています。

●街路樹の整備・管理上の課題に関する評価

設問 街路樹について問題だと感じることは何ですか？

(各項目 1～5 のどれかに○を付けてください)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない
①新緑や花、紅葉などの季節を感じられる樹種がない	1	2	3	4	5
②花や紅葉の見ごろの前に剪定され季節を感じられない	1	2	3	4	5
③倒れそうで危険を感じる	1	2	3	4	5
④狭い歩道に大きな木があり歩きにくい	1	2	3	4	5
⑤剪定が不十分で枝が伸びすぎている	1	2	3	4	5
⑥剪定で枝を切りすぎている	1	2	3	4	5
⑦信号や標識を隠して見通しが悪い	1	2	3	4	5
⑧街灯の光を遮って周囲が暗い	1	2	3	4	5
⑨車両の出し入れがしにくい	1	2	3	4	5
⑩木の根で歩道に段差ができています	1	2	3	4	5
⑪落ち葉や花びらが大量にある	1	2	3	4	5
⑫毛虫などの虫が発生して困る	1	2	3	4	5



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえなし ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答・無効

市民による街路樹の整備・管理上の課題に関する評価 (回答者数 808 人)

- 街路樹の問題だと感じる場所についてたずねたところ、は、「落ち葉や花びらが大量にある」、「木の根で歩道に段差ができています」、「毛虫などの虫が発生して困る」等の項目で、「そう思う」(そうした課題等がある)、「どちらかといえばそう思う」という否定的な印象を持つ市民が多いことが示されます。

●市民協働による街路樹管理への協力状況について

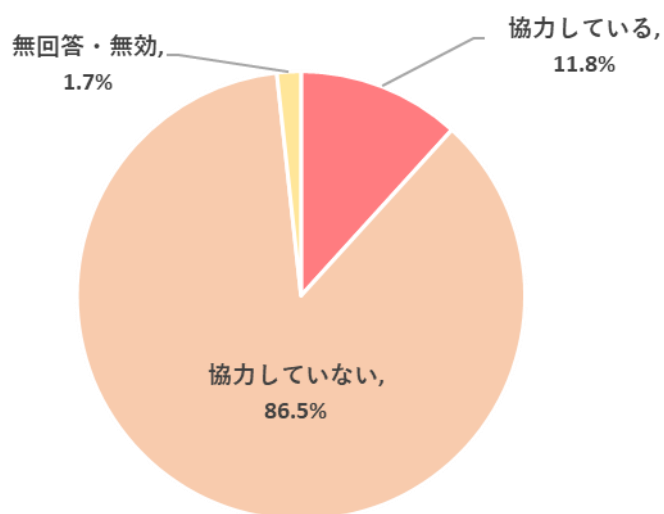
宝塚市内では、市民の皆さまに協力いただく道路アドプト制度等のボランティア活動を通じ、道路の清掃や除草等の街路樹に係る管理が行われている地域もあります。

以下では、上記のような、市民協働の取組による街路樹の管理の取組への参加状況や今後の参加意向についておたずねします。

設問 現在、街路樹の管理（落ち葉掃き、除草等）に協力されていますか？

（1つだけに○を付けてください）

①協力している ②協力していない



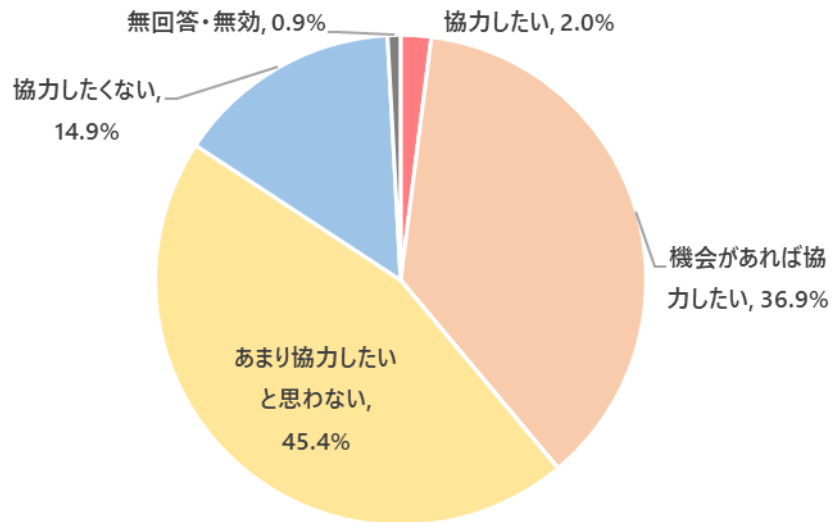
市民協働による公園管理への参加状況（回答者数 808 人）

- ・ 市民協働による道路の清掃や除草等の街路樹管理の参加について、「協力していない」という意見が多く、86.5%の市民が回答しています。

●市民協働による街路樹管理への今後の協力意向について

設問 前問で「②協力していない」と答えた方に質問です。今後、街路樹の管理に協力したいと思いませんか？（1つだけに○を付けてください）

- ①協力したい ②機会があれば協力したい ③あまり協力したいと思わない
④協力したくない



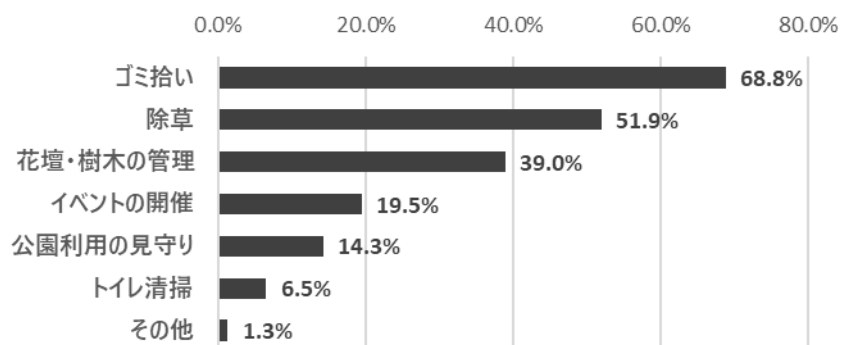
市民協働による街路樹管理への今後の協力加意向（回答者数 660 人）

- ・ 前問で協力していないと回答された 660 人のうち、最も多い回答が「あまり協力したいと思わない」（全体の 45.4%）で、「協力したくない」という回答と合わせ、全体の 60.3%の市民が協働による街路樹管理への協力について消極的な意向をもっています。

●市民協働による街路樹管理において参加したい取組について（複数回答）

設問 前問で「協力したい」「機会があれば協力したい」と答えた方に質問です。どのような内容であれば協力したいと思いますか？（あてはまるものに○を付けてください）

- | | | |
|--------|---------|-----------|
| ①落葉の清掃 | ②除草 | ③街路樹への水やり |
| ④草花の植付 | ⑤低木の刈込み | |
| ⑥その他（ | | ） |



市民協働による街路樹管理において協力したい取組（回答者数 248 人）

- 前問で「協力したい」「機会があれば協力したい」と回答された 248 人のうち、回答が多いのが「ゴミ拾い」（全体の 68.8%）、「除草」（同 51.9%）です。

②子ども向けアンケート

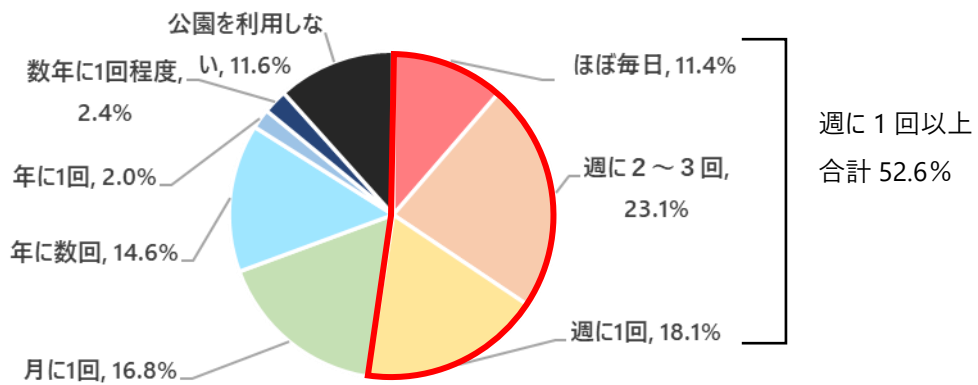
1.主に一般的な公園等の利用状況

●一般的な公園の利用頻度

設問 あなたのおうちの近くや学校の近くの公園にどのくらい行きますか？

(1つだけに○を付けてください)

- | | | | |
|--------|----------|-----------|-----------|
| ① ほぼ毎日 | ② 週に2～3回 | ③ 週に1回 | ④ 月に1回 |
| ⑤ 年に数回 | ⑥ 年に1回 | ⑦ 数年に1回程度 | ⑧ 公園に行かない |



公園の利用頻度 (回答者数 2,086 人)

- 週に1回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、こどもの52.6%にのぼり、こどもの多くが日常的に公園を利用しています。

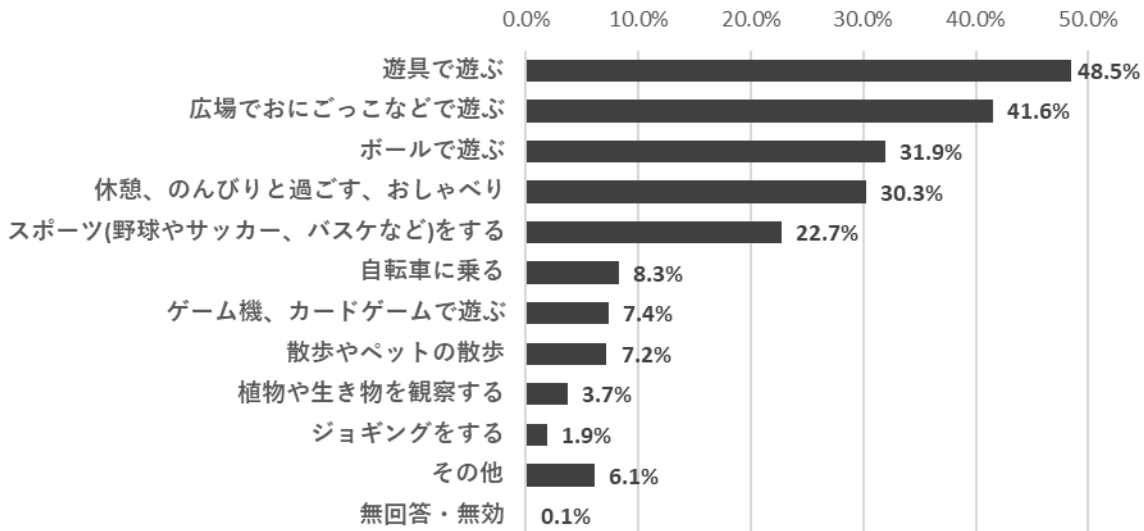
●公園の主な利用内容（複数回答）

設問 公園で何をする人が多いですか？

（公園ですることを多くても3つまで○を付けてください）

また、「その他」を選んだ人は、（ ）の中に何をするか書いてください。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 休憩、のんびりと過ごす、おしゃべり | ② 散歩やペットの散歩 |
| ③ 遊具で遊ぶ | ④ 広場でおにごっこなどで遊ぶ |
| ⑤ 自転車に乗る | ⑥ ボールで遊ぶ |
| ⑦ スポーツ(野球やサッカー、バスケなど)をする | ⑧ ジョギングをする |
| ⑨ ゲーム機、カードゲームで遊ぶ | ⑩ 植物や生き物を観察する |
| ⑪ その他（ ） | |



公園の主な利用内容（回答者数 2,086 人）

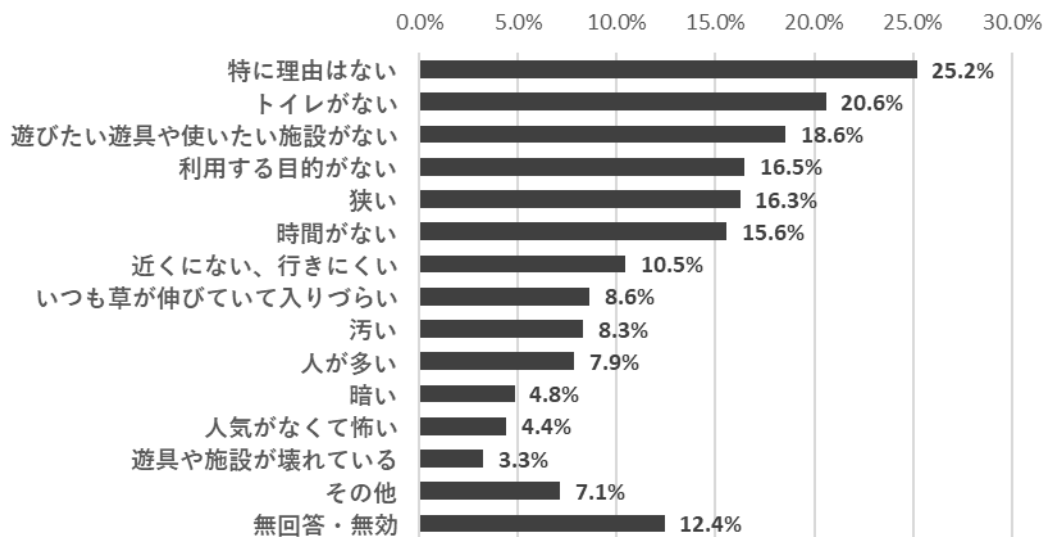
- ・ 「遊具で遊ぶ」、「広場でおにごっこなどで遊ぶ」、「ボールで遊ぶ」などの遊びと、「休憩、のんびり過ごす、おしゃべり」、「スポーツをする」がその他の内容と比べ回答割合が比較的高くなっています。

2.近くの公園を使いにくい理由

●近くの公園を使いにくい理由（複数回答）

設問 あなたのおうちの近くや学校の近くにある公園に行かない、または使いにくい理由は何ですか？（行かない理由を多くても3つまで○を付けてください）
また、「その他」を選んだ人は、（ ）の中に行かない理由を書いてください。

- | | | | |
|--------------------|---------------|-----------|------|
| ① 近くにない、行きにくい | ② 狭い | ③ 暗い | ④ 汚い |
| ⑤ いつも草が伸びていて入りづらい | ⑥ 遊具や施設が壊れている | | |
| ⑦ トイレがない | | | |
| ⑧ 人気なくて(人がいなくて)怖い | ⑨ 人が多い | | |
| ⑩ 遊びたい遊具や使いたい施設がない | | | |
| ⑪ 時間がない | ⑫ 利用する目的がない | ⑬ 特に理由はない | |
| ⑭ その他（ ） | | | |



近くの公園を使いにくい理由（回答者数 2,086 人）

- ・ 「特に理由はない」が最も多く、それを除いた、具体的な理由として、「トイレがない」、「遊びたい遊具や使いたい施設がない」、「狭い」などが多くなっています。

3.望ましい公園像や施設

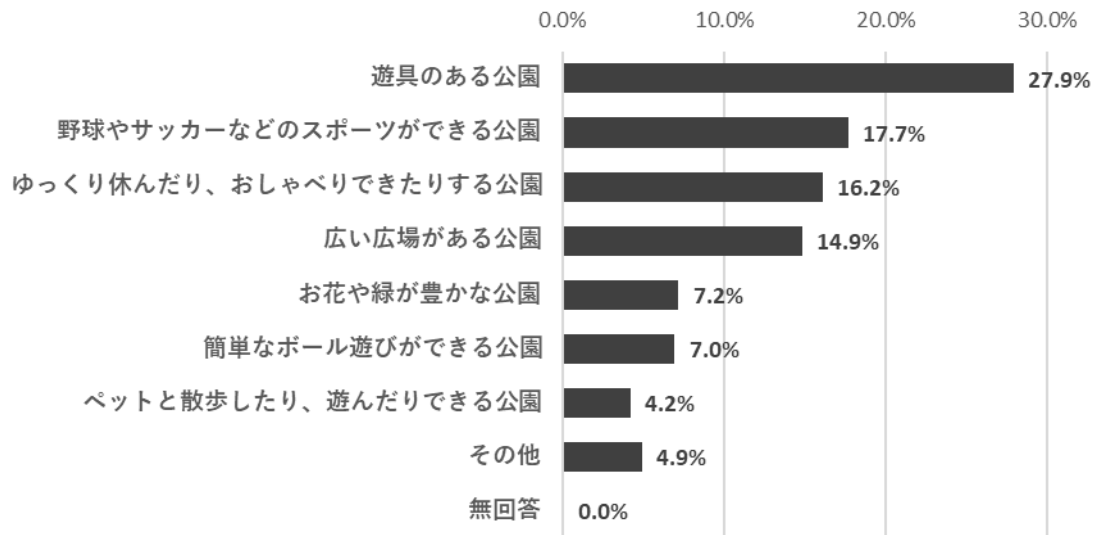
●望ましい公園像

設問 あなたのおうちの近くや学校の近くの公園がどのような公園なら行きたいと思
いますか？

(もっとも行きたいと思う公園について、1つだけに○を付けてください)

また、「その他」を選んだ人は、()の中に行きたいと思う公園を書いてく
ださい。

- | | |
|--|--|
| ① <u>ゆ</u> っくり <u>休</u> んだり、 <u>お</u> しゃべりできたりする公園 | ② <u>遊</u> 具のある公園 |
| ③ <u>広</u> い <u>広</u> 場がある公園 | ④ <u>簡</u> 単な <u>ボ</u> ール <u>遊</u> びができる公園 |
| ⑤ <u>野</u> 球や <u>サ</u> ッカーなどの <u>ス</u> ポーツができる公園 | ⑥ <u>お</u> 花や <u>緑</u> が <u>豊</u> かな公園 |
| ⑦ <u>ペ</u> ットと <u>散</u> 歩したり、 <u>遊</u> んだりできる公園 | |
| ⑧ <u>そ</u> の <u>他</u> () | |



望ましい公園像 (回答者数 2,086 人)

- ・ 「遊具のある公園」が突出して多く、次いで「野球やサッカーなどのスポーツができる公園」、「ゆっくり休んだり、おしゃべりできたりする公園」、「広い広場がある公園」などが多い状況です。

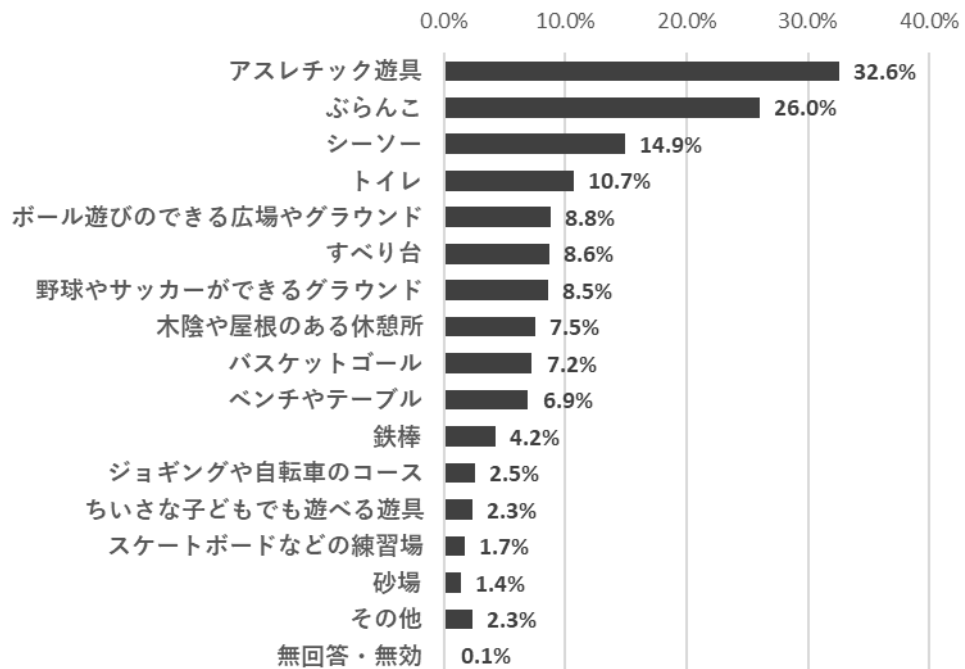
●望ましい施設（複数回答）

設問 あなたのおうちの近くや学校の近くの公園にあったらいいなと思うものは何ですか？

（あったらいいなと思うものを、多くても3つまで○を付けてください）

また、「その他」を選んだ人は、（ ）の中にあつたらいいなと思うものを書いてください。

- | | | |
|-------------------|--------------------|---------|
| ①すべり台 | ②ぶらんこ | ③砂場 |
| ④シーソー | ⑤鉄棒 | ⑥アスレチック |
| ⑦ちいさな子どもでも遊べる遊具 | ⑧ボール遊びのできる広場やグラウンド | |
| ⑨野球やサッカーができるグラウンド | ⑩バスケットゴール | |
| ⑪ジョギングや自転車のコース | ⑫スケートボードなどの練習場 | |
| ⑬ベンチやテーブル | ⑭木陰や屋根のある休憩所 | |
| ⑮トイレ | | |
| ⑯その他（ ） | | |



望ましい施設（回答者数 2,086 人）

- ・ 「アスレチック遊具」が最も多く、次いで「ぶらんこ」、「シーソー」という遊具が続く。そのほかでは、「トイレ」と「グラウンド」が多くなっています。

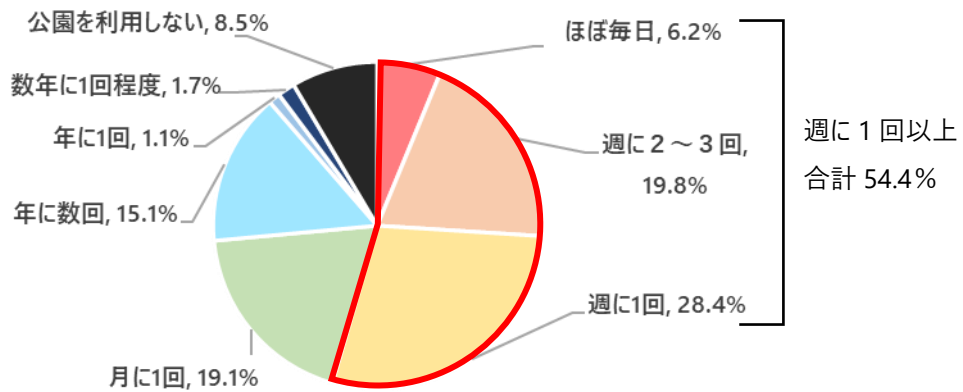
③子育て層向けアンケート

1.主に一般的な公園等の利用状況

設問 お住まい周辺の身近な公園にお子様とはどのくらいの頻度で利用しますか？

(1つだけに○を付けてください)

- | | | | |
|-------|---------|----------|-----------|
| ①ほぼ毎日 | ②週に2～3回 | ③週に1回 | ④月に1回 |
| ⑤年に数回 | ⑥年に1回 | ⑦数年に1回程度 | ⑧公園を利用しない |



公園の利用頻度 (回答者数 1,749 人)

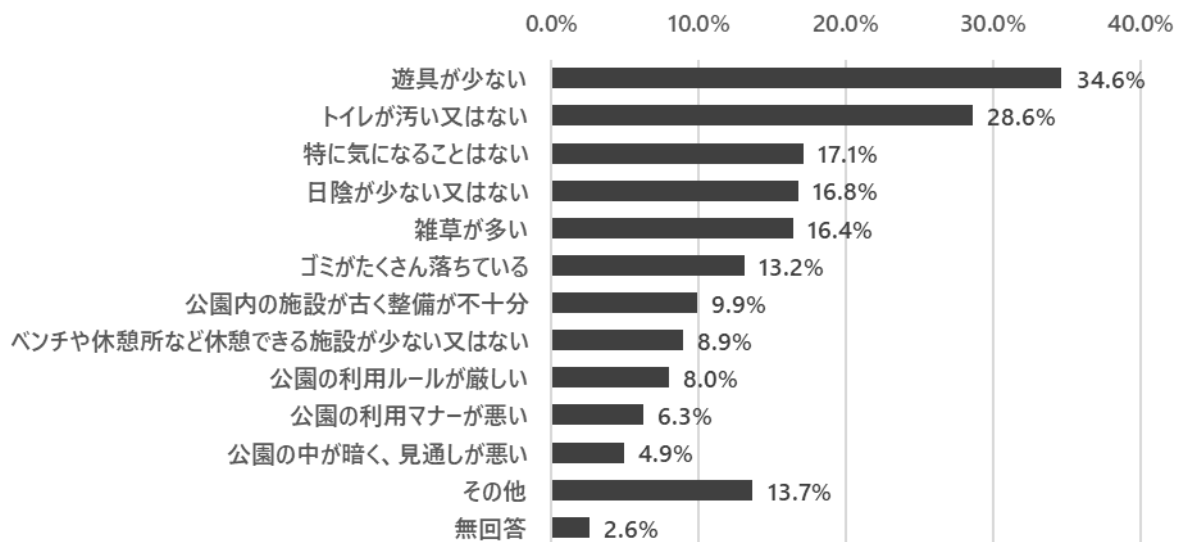
- 週に1回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、子育て層の54.4%にのぼり、日常的に多くの方が公園を利用しています。

●気になること（複数回答）

設問 あなたのお子様がよく利用する公園で気になることはありますか？

（あてはまるもの3つまで○を付けてください）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ①雑草が多い | ②ゴミがたくさん落ちている |
| ③遊具が少ない | ④ベンチや休憩所など休憩できる施設が少ない又ははない |
| ⑤日陰が少ない又ははない | ⑥トイレが汚い又ははない |
| ⑦公園内の施設が古く整備が不十分 | ⑧公園の中が暗く、見通しが悪い |
| ⑨公園の利用マナーが悪い | ⑩公園の利用ルールが厳しい |
| ⑪特に気になることはない | |
| ⑫その他（ | ） |



気になること（回答者数 1,749 人）

- ・ 「遊具が少ない」や「トイレが汚い又ははない」が多いほか、具体的な留意点としては、「日陰が少ない又ははない」、「雑草が多い」、「ゴミがたくさん落ちている」等の指摘が比較的多くなっています。

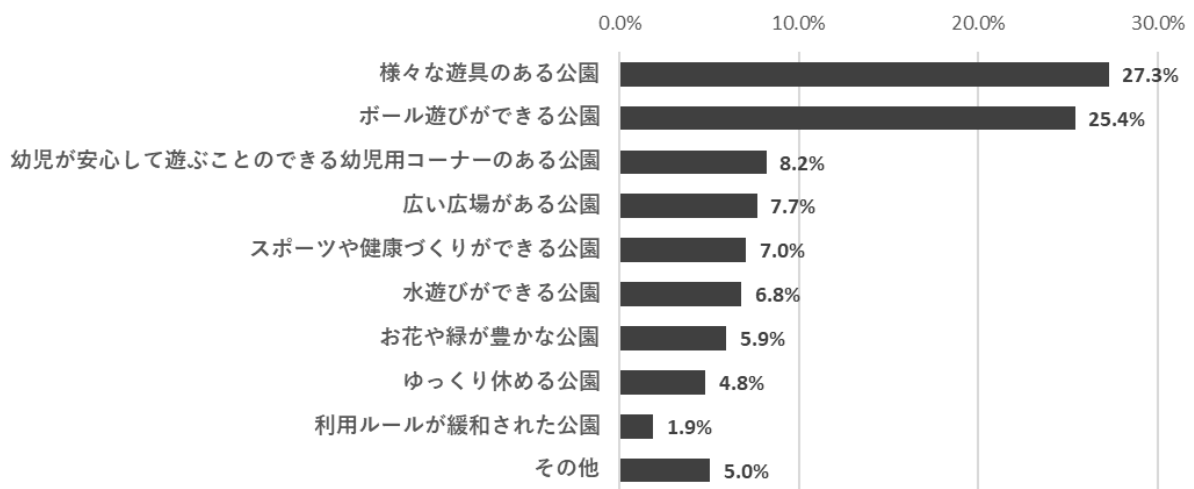
3.望ましい公園像や施設

●望ましい公園像

設問 お住まい周辺にどのような公園があれば良いと思いますか？

(一つだけに○を付けてください)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ①ゆっくり休める公園 | ②様々な遊具のある公園 |
| ③幼児が安心して遊ぶことのできる幼児用コーナーのある公園 | |
| ④広い広場がある公園 | ⑤ボール遊びができる公園 |
| ⑥スポーツや健康づくりができる公園 | ⑦お花や緑が豊かな公園 |
| ⑧水遊びができる公園 | |
| ⑨利用ルールが緩和された公園 | |
| ⑩その他 () | |



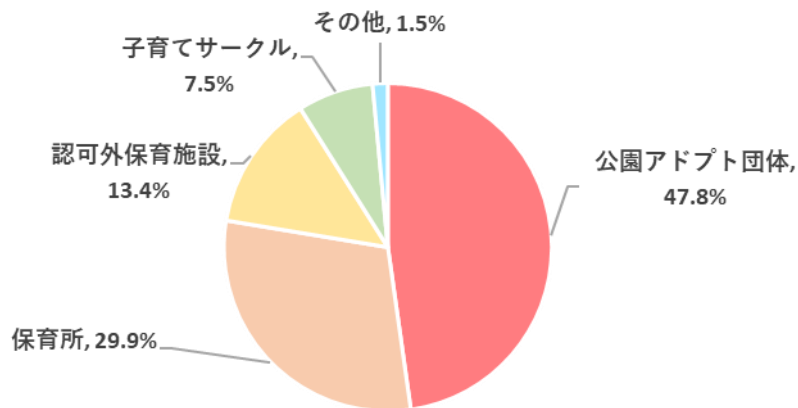
望ましい公園像 (回答者数 1,749 人)

- ・ 「様々な遊具がある公園」と「ボール遊びができる公園」が突出して多くなっています。

④団体向けアンケート

<回答団体の属性>

設問 あなたが所属する団体（事業者）の活動内容について教えてください。（自由記述）



団体の属性（回答団体数 67 団体）

- 回答いただいた団体は、公園アドプト団体が 47.8%と最も多く、次いで保育所 29%、認可外保育施設 13.4%、子育てサークル 7.5%、その他 1.5%と続いています。

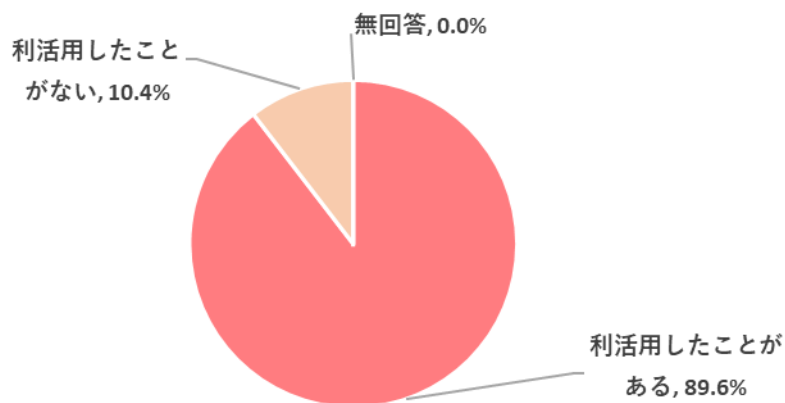
1.公園の利活用状況

●公園の利活用の有無

設問 団体等の活動、イベント開催などで公園を利活用したことがありますか？

（1つだけに○を付けてください）

- ①利活用したことがある ②利活用したことがない



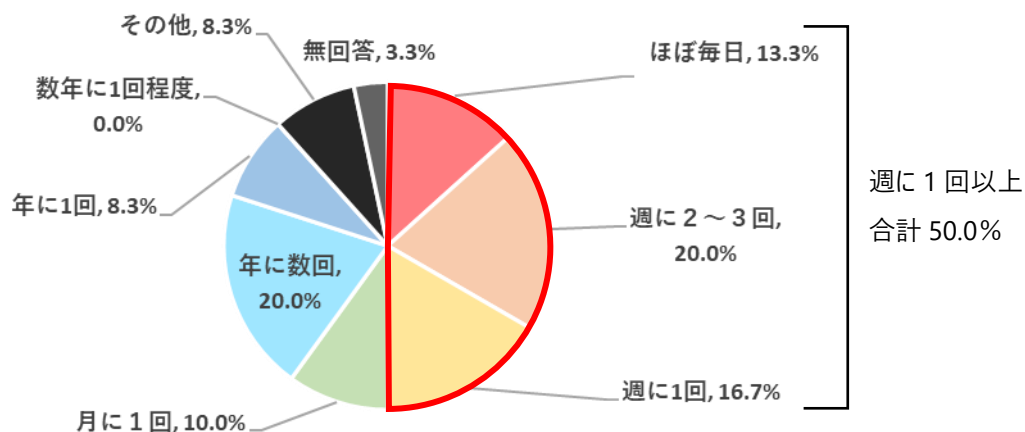
公園の利活用の有無（回答団体数 67 団体）

- 市内における事前調査において公園利活用の実績があるまたは見込みがある団体を調査対象としたこともあり、「利活用したことがある」団体が 89.6%にのびります。

●利活用の頻度（※「利活用したことがある」団体を対象）

設問 前問で「①利活用したことがある」と答えた方に質問です。どのくらいの頻度で利活用しますか？（1つだけに○を付けてください）

- | | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ①ほぼ毎日 | ②週に2～3回 | ③週に1回 | ④月に1回 |
| ⑤年に数回 | ⑥年に1回 | ⑦数年に1回程度 | |
| ⑧その他（ | | | ） |



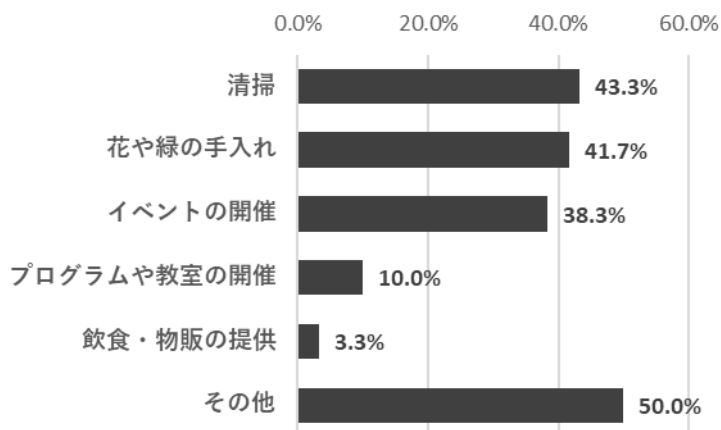
公園の利活用の頻度（回答団体数 60 団体）

- 公園を利活用したことがある団体では、利活用の頻度が週に1回以上など日常的であるものが50.0%と多くなっています。

●利活用の頻度（※「利活用したことがある」団体を対象）（複数回答）

設問 前々問で「①利活用したことがある」と答えた方に質問です。どのようなことで利活用しましたか？

- | | | |
|--------------|----------|------------------------------|
| ①プログラムや教室の開催 | ②イベントの開催 | ③飲食・物販の提供 |
| ④清掃 | ⑤花や緑の手入れ | ⑥その他（ ） |



利活用の内容（回答団体数 60 団体）

- ・ 利活用の内容は、清掃、花や緑の手入れ、イベントの開催が多く、いずれも利活用したことがある団体の 40%前後になります。なお、その他の回答も多く、具体的には、保育所等の団体によるこどもの外遊びとしての公園利用がその多くを占めています。

2.今後の利活用意向

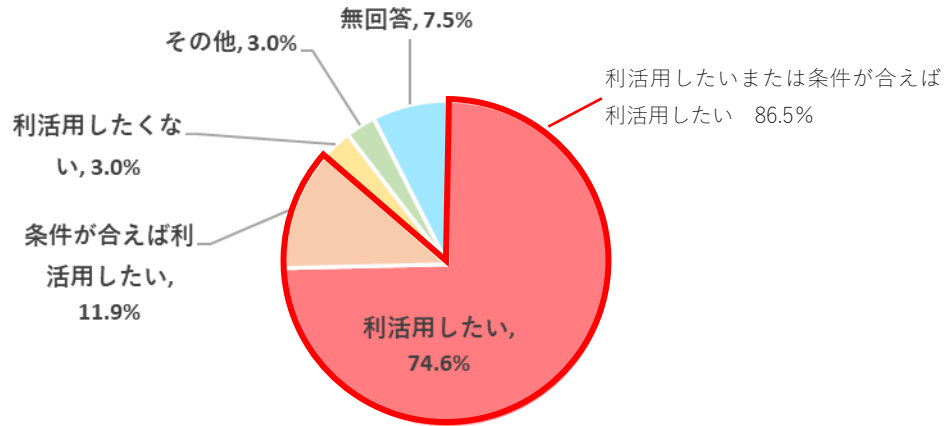
●今後の利活用意向

設問 今後、公園を利活用する意向について教えてください。(1つだけに○を付けてください) また、その理由、条件がある場合は条件について教えてください。

①利活用したい ②条件が合えば利活用したい ③利活用したくない
④その他 ()

公園の利活用意向の理由：(自由記述)

公園の利活用意向の条件：(自由記述)



今後の利活用意向 (回答団体数 67 団体)

- ・ 今後の公園利活用に肯定的な意向(利活用したいまたは条件が合えば利活用したい)をもつ団体は86.5%です。
- ・ 利活用の条件としては、「管理水準の向上」、「施設の充実」、「利用ルール・条件の緩和」などが示されています。

《管理水準の向上》

- ・ 安全性の向上やみどりや景観の向上、きれいな公園管理、防犯性の向上、住民の協力による管理など

《施設の充実》

- ・ 遊具、砂場、健康遊具、ベンチ等休憩施設、照明、水道、清潔なトイレ、おむつ替えや授乳スペース、作業用電源、駐車場、防災施設など

《利用ルール・条件の緩和》

- ・ 火気の使用、早朝での利活用、飲食の解放(飲食販売)、自治会が利用しやすい条件であることなど

●今後の利活用の内容

- ・ 園庭の代わりや散歩、遠足、運動会など保育の一環での利活用や、住民参加の行事やイベント、花やみどりの維持管理などのボランティア活動の場として、憩いの場などが示されています。



宝塚市パークマネジメント計画(案)

発行:宝塚市 都市安全部 公園河川課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
TEL:0797-71-1141